

平成25年度 高松市公開事業評価

日 時 平成25年 8月 4日 (日)
9:30~17:00 (受付9:00~)

会 場 高松市役所 (高松市番町一丁目8番15号)
13階 大会議室 (受付・会場)



~ようこそ公開事業評価へ~

高 松 市

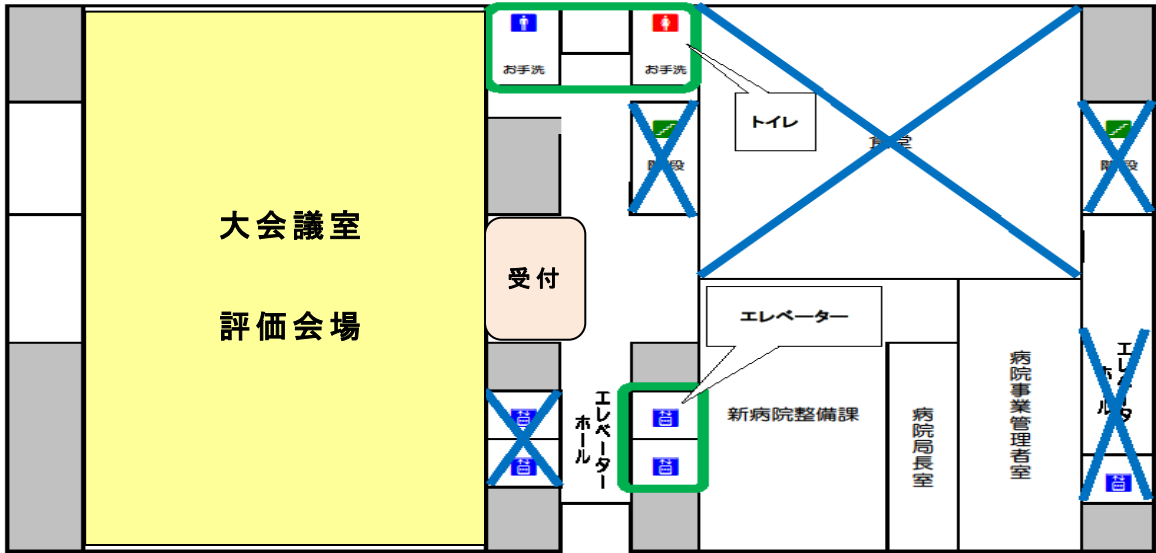
目 次

○ 会場案内	-----	1
○ 傍聴される皆様へ	-----	2
○ 公開事業評価スケジュール	-----	3
○ 評価体制	-----	4
○ 評価会場の配置	-----	5
○ 公開事業評価の概要	-----	6
○ 公開事業評価作業の流れと評価区分	-----	7
○ 公開事業評価対象事業の説明資料	-----	8
(1) ケーブルテレビ広報事業	-----	8
(2) 公有財産管理事務	-----	12
(3) 乳幼児等医療費助成事業	-----	16
(4) 害虫駆除事業	-----	20
(5) がん対策推進事業	-----	24
(6) ごみ再資源化事業	-----	28
(7) 企業誘致・起業支援による地域産業活性化促進事業	-----	32
(8) 花いっぱい推進事業	-----	36
○ メモ欄	-----	40
○ 高松市役所周辺案内図	-----	41

会場案内 (トイレのご利用は、13階、1階でお願いします)

13階平面図

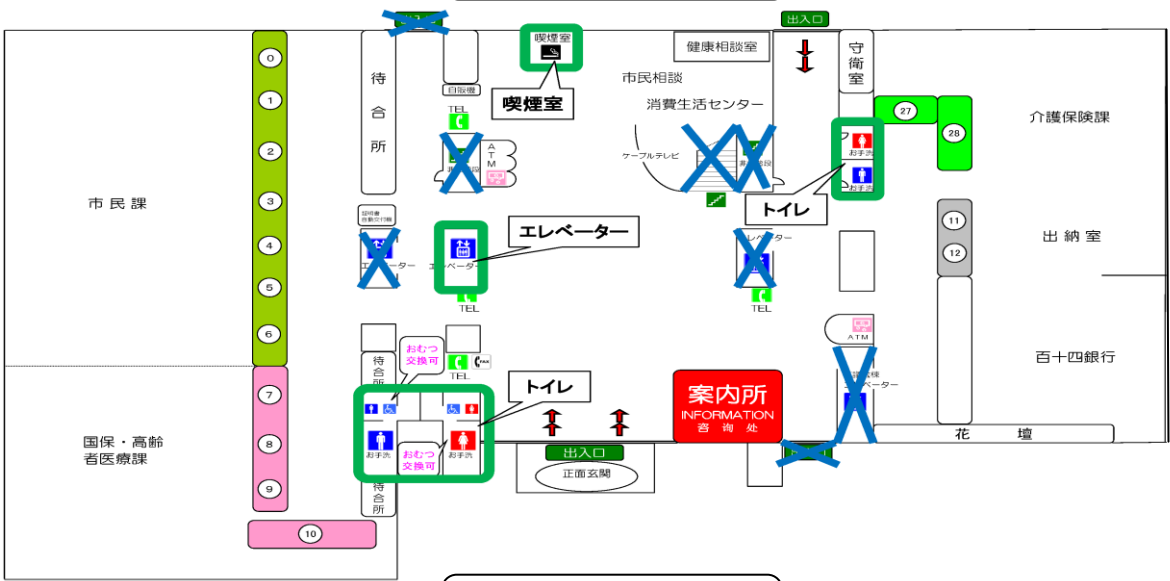
海(北)側



公園(南)側

1階平面図

海(北)側



公園(南)側

傍聴される皆様へ

本日は、お越しいただきありがとうございます。

注 意 事 項

- ・ 公開事業評価の様子はユーストリームで実況中継されます。
高松ムービー（動画）チャンネル（本市ホームページ「もっと高松」トップページ） <http://takamatsu.mohtertown.tv/>
 - ・ 傍聴はお静かにお願いします。会場の入退場は自由ですが、事業評価作業中は、できるだけ控えてください。
 - ・ 事業評価作業中に、傍聴の皆様からのご意見等を受け付けることはできません。また、発言や拍手などにより、公然と意見を表明することはご遠慮ください。
（お配りしているアンケートで、傍聴の皆様のご意見をお伺いすることとしていますので、ご了承ください）
 - ・ 会場内では、飲食や喫煙はご遠慮ください。
（喫煙は1階の喫煙室でお願いします）
 - ・ トイレのご利用は、13階、1階でお願いします。
 - ・ 携帯電話は、マナーモードにするか、電源をお切りください。
 - ・ メモ・写真撮影は構いませんが、事業評価作業の妨げとならないようお願いします。
ビデオ撮影については、受付で許可を受け、指定された場所で行ってください。
 - ・ その他、会場の秩序を乱し、または、事業評価作業の支障となるような行為をしないでください。注意事項を守らない方は、ご退場いただくことがあります。
- ※ 事業評価の判定結果が、本市の最終判断ではありませんのでご留意ください。
評価での議論や判定結果は、今後の事務事業の見直しの際の参考とするものです。

公開事業評価スケジュール

予定時間	事業 No.	事業名等	担当課
9:00 ~	—	受付開始 高松市役所13階大会議室	—
9:30 ~ 9:45	—	開会 市長あいさつ 概要説明	—
9:50 ~ 10:30	1	ケーブルテレビ広報事業	総務局 広聴広報課
10:35 ~ 11:15	2	公有財産管理事務	財政局 財産管理室
11:20 ~ 12:00	3	乳幼児等医療費助成事業	健康福祉局 こども家庭課
12:00 ~ 12:55	—	昼食休憩	—
13:00 ~ 13:40	4	害虫駆除事業	健康福祉局 生活衛生課
13:45 ~ 14:25	5	がん対策推進事業	健康福祉局 保健センター
14:30 ~ 15:10	6	ごみ再資源化事業	環境局 環境保全推進課
15:10 ~ 15:20	—	休憩	—
15:20 ~ 16:00	7	企業誘致・起業支援による地域産業活性化促進事業	創造都市推進局 産業振興課
16:05 ~ 16:45	8	花いっぱい推進事業	都市整備局 公園緑地課
16:50 ~ 17:00	—	評価結果発表 講評 閉会	—

※ 評価作業の進捗状況により、時間が前後することがあります。

評 価 体 制

役割分担	氏名	所属等
総合司会者	肥塚 肇雄	香川大学法学部長
評 価 者 (高松市行財政改革 推進委員会委員)	生嶋 暹	公募委員
	石田 雄士	高松市コミュニティ協議会連合会事務局長
	牛島 授公	香川大学大学院 地域マネジメント研究科 教授
	小野 美津子	高松市婦人団体連絡協議会 副会長
	葛西 優子	高松市PTA連絡協議会 副会長
	木村 大三郎	香川経済同友会 特別幹事
	後藤 英之	公認会計士
	鈴木 敦子	公募委員
	松木 健吉	高松商工会議所 常務理事・事務局長
	吉井 幸子	社会保険労務士・行政書士
市民評価者	無作為抽出した市民の方から募集 20名以内	

(五十音順・敬称略)

評価会場の配置

高松市役所 13階 大会議

公園側

総合司会者

評価者

評価者

説明者控席

市事業説明者

市民評価者

市民評価者

傍聴席

海側

公開事業評価の概要

市民サービスの質の向上や業務のより一層の効率化に向け、事務事業の見直しを積極的に行っていくため、市民の方々から、見直しの方向性について意見をいただく場として、「公開事業評価」を実施します。

公開事業評価の成果を踏まえ、事業の廃止・改善による経費削減、事業の拡大による事業内容の向上など、一層の行財政改革に、鋭意、取り組むとともに、職員の意識改革や、市政の情報公開の徹底、市民への説明責任の全うなどを一層推進します。

<公開事業評価対象事業>

平成24年度事務事業評価結果で、今後の方向性が継続となっているもののうち、一般財源1,000万円以上かつソフト的な事務事業から、高松市行財政改革推進本部会^{※1}において、市民の視点で今後の方向性を議論することが有意義と考えられる28事業を選定し、高松市行財政改革推進委員会委員^{※2}の意見を踏まえ、評価対象8事業を決定しました。

<実施方法>

- (1) 評価・判定体制
総合司会者1名、評価者^{※3}10名以内（高松市行財政改革推進委員会委員）
市民評価者^{※4}20名以内（無作為抽出した市民の方から募集 20名以内）
- (2) 評価・判定作業
1事業当たりの所要時間を40分程度として、次の手順で評価・判定を行う。
 - ①事務事業評価表等を基に、当該事業担当所属長等から要点等の説明（5分程度）
 - ②評価者による質疑応答・議論（20分程度）
 - ③判定結果の集計（5分程度）
 - ④判定結果と総合司会者のコメント（5～10分程度）
- (3) 判定区分
事業の説明や評価者の議論を聞いた上で、市民の立場から次の5つの区分で判定を行った上、評価者・市民評価者による判定を集計し、最多数を占めた区分を判定結果とします。
ただし、最多数が同数の場合は、総合司会者が判定を決定します。
A 拡充，B 継続，C 改善継続，D 縮小，E 廃止
※ 評価結果が、本市の最終判断ではありませんのでご注意ください。
評価結果や議論内容を、今後の事業見直しの参考とするものです。

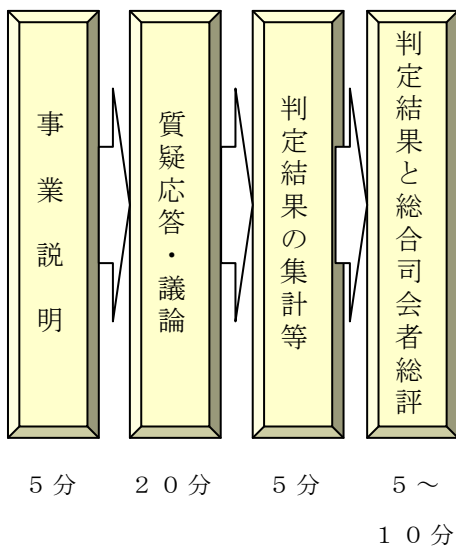
※1 高松市行財政改革推進本部会
自主的かつ効果的に行財政改革を推進していくため設置された庁内組織。

※2 高松市行財政改革推進委員会委員
市政に関し、識見を有する者（経済・市民団体推薦者、学識経験者、公募者）のうちから、市長が委嘱した者。

※3 評価者
対象事業について、質疑や議論を実施し、事業の判定を行う者。高松市行財政改革推進委員会委員。

※4 市民評価者
市と評価者による質疑応答や議論を聞いた上で、事業の判定を行う者。無作為抽出した1,000名の市民の方から参加希望者を募集。

公開事業評価作業の流れと判定区分



区分	視 点
A 拡充	<ul style="list-style-type: none"> ① 市民のニーズや社会情勢から，事業を拡大すべき ② 更に事業費を拡大することで，成果のさらなる向上が見込める ③ 事業の内容（対象・給付額等）を拡大することで，成果のさらなる向上が見込める
B 継続	<ul style="list-style-type: none"> ① 十分な成果を上げており，現状どおり事業を継続することが事業目的の達成につながる ② 現状どおり事業を継続することが市民から求められている
C 改善継続	<ul style="list-style-type: none"> ① 事業の対象や，手段・意図を見直すことで，成果が向上する ② 事業の手法・内容に改善の余地がある ③ 民間委託・指定管理者制度の導入等を検討すべき ④ 自主財源確保（受益者に負担を求める等）をすべき
D 縮小	<ul style="list-style-type: none"> ① 事業費を削減しても，成果および市民サービスの低下につながらない ② 市民サービスの対象や内容が不必要に過大である ③ 社会状況の変化や厳しい財政状況を踏まえ，事業規模を縮小すべき
E 廃止	<ul style="list-style-type: none"> ① 市が実施することが適当でない，あるいは必要性が低い ② 事業の目的が内容に合っていない，あるいはそもそも事業の必要性が低い ③ 成果がなく，効果的な改善も見込めない ④ 廃止しても市民サービスの低下につながらない ⑤ 新たに創設された制度により，事業の必要性が低下した

平成25年度高松市公開事業評価 事業シート

事務事業名		ケーブルテレビ広報事業				事業開始年度		平成8年度										
上位施策名		多様なパートナーシップによるまちづくり				担当局		総務局										
根拠法令等						担当課		広聴広報課										
実施の背景		地域に密着した都市型有線テレビジョン放送事業者として、平成7年4月に(株)ケーブルメディア四国が設立され、平成8年10月の開局と同時に、広報たかまつだけでは伝えきれない市政情報をわかりやすく提供するため、自主制作番組を作成し、放送を開始したものの。																
目的 (どのような状態にしたいのか)		市政情報を提供する広報媒体として、市民に親しまれ、分かりやすい番組を制作し、より多くの市民に見てもらえるものとする。																
事業概要	対象 (誰・何を対象に)	ケーブルテレビ加入世帯																
	実施方法	■直接実施 ■委託 □補助金																
	事業内容 (手段、手法など)	<p>地域に密着した情報提供ができるケーブルメディア四国の2つのコミュニティチャンネルにおいて、市政情報専用番組「いき・いき高松」を毎日3回程度、放送時間帯を変えて放送している。番組内容は、半月更新で、本市の施策や事業のほか、市民の多彩な活動の様子などを紹介している。</p> <p>また、月2回行われる市長定例記者会見についても、コミュニティチャンネルで放送している。</p> <p>なお、市政情報番組と市長定例記者会見については、本市ホームページ「もっと高松」でも配信している。</p> <p>詳細は、別添補足説明資料のとおり</p>																
	関連事業 (同一目的事務事業等)																	
コスト			25年度(予算)		24年度(決算)		23年度(決算)		22年度(決算)									
	事業費合計		18,310	千円	16,863	千円	19,517	千円	19,372	千円								
	事業費内訳 (平成24年度分)		市政情報番組制作業務(委託料) 4,742千円 市政情報番組放送業務(役務費) 9,861千円 市長定例記者会見・市政情報番組web配信業務(委託料) 1,041千円 非常勤嘱託職員人件費 1,073千円 その他(消耗品費等) 146千円															
	人件費		1.6	人	11,909	千円	1.6	人	11,909	千円	1.6	人	12,096	千円	1.6	人	12,162	千円
	総事業費		30,219	千円	28,772	千円	31,613	千円	31,534	千円								
財源内訳	国県支出金																	
	地方債																	
	その他特財		84	千円	84	千円	63	千円	63	千円								
			その他特財の内容 ケーブルテレビ広告料収入															
	一般財源		30,135	千円	28,688	千円	31,550	千円	31,471	千円								
財源合計		30,219	千円	28,772	千円	31,613	千円	31,534	千円									

平成25年度高松市公開事業評価 事業シート

事務事業名	ケーブルテレビ広報事業			事業開始年度	平成8年度
対 象 数	【対象指標名】	単位	H24年度	H23年度	H22年度
	ケーブルテレビ加入世帯数	世帯	47,035	53,100	56,307
活動実績	【活動指標名】	単位	H24年度	H23年度	H22年度
	番組制作数	本	84	120	120
成果目標 (目標設定理由等)	市民との情報共有の状況を推し量る指標として、3年に1回、無作為抽出した市民2,000人を対象に実施している広報アンケートにおける「市政情報番組を見ると答えた人」を設定。 市政情報番組を見ると答えた人の目標：45%（総合計画終了年度における目標値）				
成 果 (目標達成状況)	【成果指標名】	単位	H24年度	H23年度	H22年度
	市政情報番組を見ると答えた人（広報アンケート調査で把握：3年に1回実施）	%	32.0	32.0	32.0
事業の実施状況と課題・今後の事業方針	<p>動画により情報の提供が出来るという利点を生かし、広報「たかまつ」だけでは十分に伝えられない市政情報について、タイムリーでわかりやすく、お知らせできる市政広報番組として制作している。</p> <p>また、番組の一部については、本市ホームページ「もっと高松」からも視聴できるようにしており、より多くの市民に情報が提供できるように努めている。</p> <p>今後も引き続き、番組内容の充実に努めていくこととしている。</p>				
住民意向分析	平成22年度に実施した広報アンケートでは、ケーブルテレビ加入者のうち、32パーセントの人が市政情報番組を見ており、そのうち9割以上の人が「おもしろい」・「ふつう」と答えている。				
類似都市の状況	ケーブルテレビで市政情報番組制作を放送している類似都市の状況（平成25年4月調） 中核市 25市／42市 四国4市 4市／4市 県内8市 2市／8市				
備 考					

ケーブルテレビ広報事業

1 事業概要

(1) 市政情報番組制作・放送業務

市政情報番組「いきいき・高松」を、ケーブルメディア四国のコミュニティチャンネルで放送するもの。

①「いきいき・高松」番組内容

市の重要施策や制度をはじめとした市政情報を中心に、地域に密着した市民活動などを紹介するもの。(30分(CMS2)と45分(CMS1)の2バージョン有)

【番組ラインナップ】

(自主制作：月2回更新(1日・16日))

《ホットラインたかまつ：10分程度》

市の施策や取り組みなど、市政の最新情報を紹介。

《いきいきNAVI：10分程度》

市の制度やイベントの開催などを紹介

《見てみMy高松：5分》

市内で行われる、さまざまなイベントや出来事をニュース形式で紹介。

《高松訪ね歩記：5分》

市内に残る史跡や歴史を物語る文化財、市歴史資料館などで開催される企画展等を通して、高松の歴史を紹介。

※CMS1については、上記自主制作番組以外の民放テレビ広報番組、市民びでお、人権啓発番組をローテーションで組み込み放送。

【放送チャンネル】

チャンネル：CMS2(デジタル121ch)

番組名	放送時間(30分)
ホットラインたかまつ	1日4回(月・火・金・日) 1日5回(水・木・土) 30分
見てみMy高松	月曜日 7:00～ 11:00～ 17:00～ 21:00～ 火曜日 8:30～ 15:00～ 17:30～ 20:00～
いきいきNAVI	水曜日 7:00～ 11:00～ 13:30～ 17:00～ 22:00～ 木曜日 8:30～ 11:00～ 15:00～ 20:00～ 23:00～ 金曜日 7:00～ 11:00～ 16:00～ 22:00～
高松訪ね歩記	土曜日 8:30～ 11:00～ 15:00～ 18:00～ 22:30～ 日曜日 7:00～ 11:00～ 16:00～ 22:00～

チャンネル：CMS1(デジタル111ch)

番組名	放送時間(45分)
ホットラインたかまつ	1日3回 45分
見てみMy高松	月曜日 14:00～ 19:00～ 23:00～ 火曜日 13:00～ 18:00～ 23:00～
いきいきNAVI	水曜日 11:00～ 14:00～ 23:00～ 木曜日 13:00～ 18:00～ 23:00～
高松訪ね歩記	金曜日 14:00～ 19:00～ 23:00～ 土曜日 13:00～ 20:00～ 23:00～
市民びでお 他	日曜日 10:00～ 14:00～ 23:00～

ケーブルテレビ広報事業

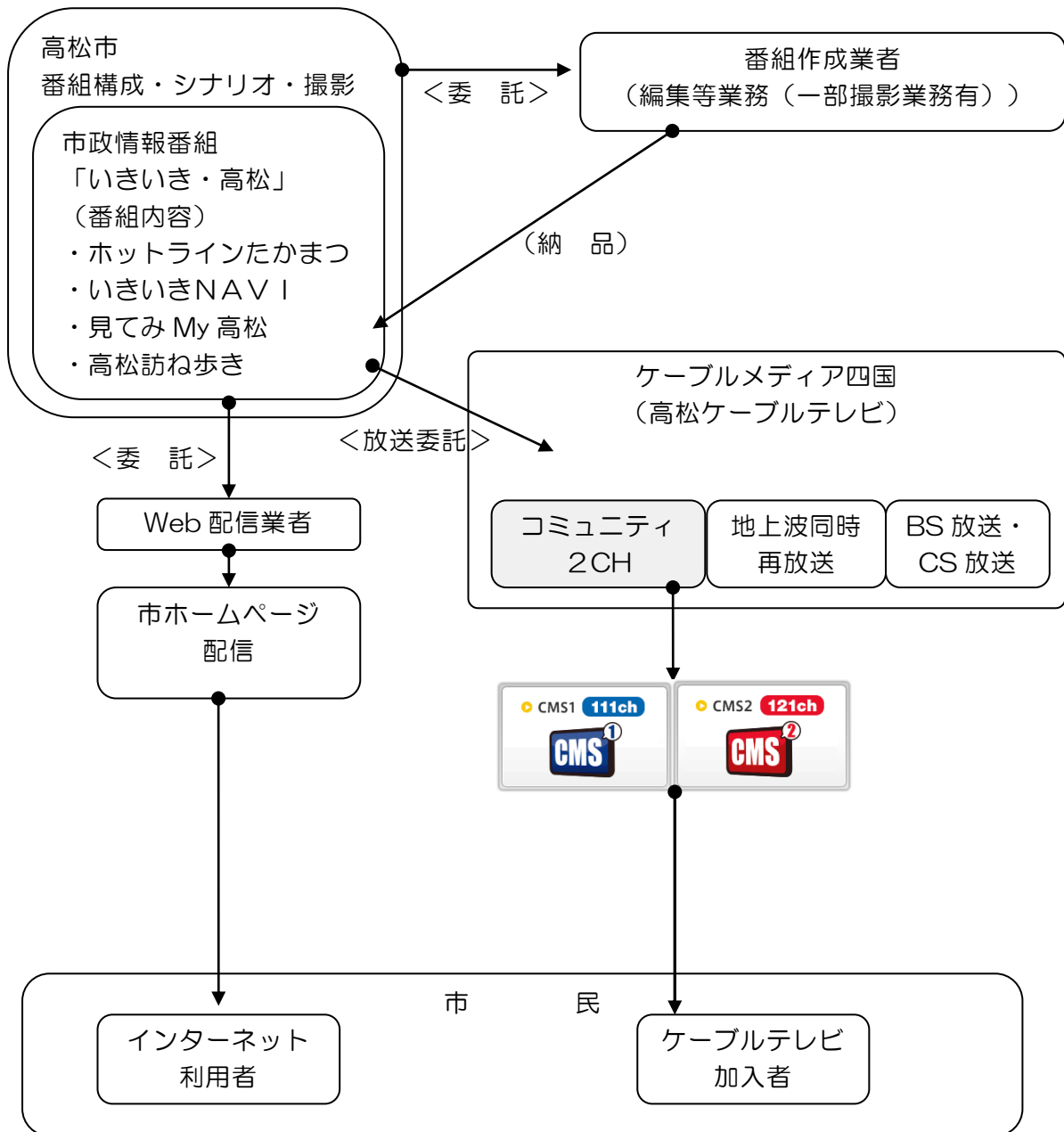
②「市長定例記者会見」番組内容

毎月2回（原則第2・4火曜日）行われる市長定例記者会見をわかりやすく編集し、CMS1で放送している。

チャンネル：CMS1（デジタル111ch）

番組名	放送時間（最大45分）
市長定例記者会見	月曜日～日曜日（7：00～） 火曜日（19：00～）木曜日（14：00～） 土曜日（21：00～）日曜日（11：00～）

2 番組制作の流れ



平成25年度高松市公開事業評価 事業シート

事務事業名		公有財産管理事務				事業開始年度		平成17年度										
上位施策名		簡素で効率的な行財政システムの構築				担当局		財政局										
根拠法令等		地方自治法・高松市公有財産事務取扱規則				担当課		財産活用課 財産管理室										
実施の背景		平成17年度の市町合併に伴い、数多くの公有財産を保有することとなった。このうち未利用となっている財産については、様々な形態があり、その経緯も多種多様である。これらの土地について、有効活用を図るとともに、適正な維持管理を行う必要がある。																
目的 (どのような状態にしたいのか)		単独利用が可能な未利用地については、貸付や売払処分等による有効活用と収入増を図る。また、利用困難なものについては、適正管理を行いながら、維持管理経費の削減を図る。																
事業概要	対象 (誰・何を対象に)	市有財産(主に普通財産(土地・建物・工作物など))																
	実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 委託 <input type="checkbox"/> 補助金																
	事業内容 (手段、手法など)	1 普通財産(土地・建物)の貸付 本市公有財産事務取扱規則、国(財務省)の定める普通財産貸付事務処理要領の準用による、普通財産の貸付 2 普通財産(土地・建物)の売払処分 地方自治法等による公正手続(一般競争入札)、適正価格による売払処分 3 貸付、売払処分に関する業務委託 不動産鑑定評価・測量・草刈業務 4 市有財産(財産活用課所管土地等)の維持管理 維持管理に必要な修繕、工事、草刈業務 5 公有財産管理システムによる市有財産の管理業務 公有財産管理システムの運用保守業務委託 6 全国市有物件災害共済会への加入業務 市有物件災害共済会への保険料支払、給付等業務 7 法定外公共物(農道、水路)の管理、境界確認、売払業務																
	関連事業 (同一目的事務事業等)																	
コスト			25年度(予算)		24年度(決算)		23年度(決算)		22年度(決算)									
	事業費合計		61,277	千円	185,262	千円	36,972	千円	59,609	千円								
	事業費内訳 (平成24年度分)		<需用費> 579千円(消耗品等) <役務費> ・不動産鑑定評価手数料 1,069千円 ・市有物件建物損害共済保険料 23,428千円 <委託料> ・市有地草刈業務委託料 1,046千円 ・公有財産システム保守業務委託 1,260千円 ・住民訴訟弁護士成功報酬委託 8,410千円 ・本庁舎劣化診断調査委託 6,610千円 ・観光振興課用地測量費(執行委任) 724千円 <使用料及び賃借料> 2,350千円(公有財産システムハード賃借料等) <工事請負費> 5,063千円(樹木伐採・公園整備、市有地建物解体等) <公有財産購入費> 134,723千円(備考参照)															
	人件費		7.6	人	56,567	千円	7.6	人	56,567	千円	8.6	人	66,064	千円	8.2	人	62,328	千円
	総事業費		117,844	千円	241,829	千円	103,036	千円	121,937	千円								
財源内訳	国県支出金																	
	地方債																	
	その他特財		320	千円	1,152	千円	1,357	千円	900	千円								
			その他特財の内容 全国市有物件災害共済会給付金、解約返戻金															
	一般財源		117,524	千円	240,677	千円	101,679	千円	121,037	千円								
財源合計		117,844	千円	241,829	千円	103,036	千円	121,937	千円									

平成25年度高松市公開事業評価 事業シート

事務事業名	公有財産管理事務			事業開始年度	平成17年度
対象数	【対象指標名】	単位	H24年度	H23年度	H22年度
	本市の公有財産の面積	m ²	17,550,461	17,527,568	17,795,596
活動実績	【活動指標名】	単位	H24年度	H23年度	H22年度
	未利用財産の売却，貸付に関する事務取扱件数	件	56	57	58
	(参考)法定外公共物の売却件数	件	55	46	55
成果目標 (目標設定理由等)	未利用財産に係る維持管理経費（草刈り，修繕工事）を削減し，未利用地にかかる保有コストを縮減するとともに，売払や貸付件数を増加させ，財源確保に努める。 維持管理経費に関して，対前年度削減比率90%を目標とする。				
成果 (目標達成状況)	【成果指標名】	単位	H24年度	H23年度	H22年度
	未利用財産の維持管理経費の削減率 (対前年比)	%	95.0	92.0	119.0
事業の実施状況と課題・今後の事業方針	<p>未利用財産のうち単独利用が可能なものについては，売却物件として，本市ホームページなどにその旨を掲載し，売却に努めているが，土地需要の低迷などの社会的要因も相俟って売却は伸び悩んでいる状況にある。</p> <p>また，利用困難な未利用地の管理についても課題となっている。</p> <p>今後，施設跡地も含めた未利用財産について，面積規模や立地条件等により再整理を行ったうえで，その活用方策について，民間手法も参考として検討を行い，平成24年9月に策定した「ファシリティマネジメント推進基本方針」に基づき，未利用財産の積極的な有効活用を推進する。</p>				
住民意向分析	<p>開発団地の法面や不整形地など，主に売払や貸付が困難な未利用地において，草刈りや樹木伐採などの地元要望が年々増加傾向にある。</p>				
類似都市の状況	<p>中核市における未利用土地の売却手法については，ほとんどの市が，一般競争入札の結果，不落となった物件を先着順により，随意契約で処分している。</p> <p>この不落物件にかかる売却価格の減額措置として，内規により10%の減額を行っている市が2市ある。</p> <p>また売払方法として，宅建協会等に媒介を依頼している市が2市，インターネット公売を実施している市が10市となっている。</p>				
備考	<p>24年度事業費内訳のうち，「公有財産購入費 134,723千円」は，高松市土地開発公社への未払利息を措置した臨時的な経費である。</p>				

公有財産管理事務

公有財産とは…

地方公共団体の所有に属する財産をいう。

1 公有財産の種類（地方自治法第238条第1項）

- ・ 不動産・船舶，浮標，浮棧橋及びドック並びに航空機
- ・ 上記に掲げる不動産及び動産の従物
- ・ 地上権，地役権，鉱業権その他これらに準ずる権利
- ・ 特許権，著作権，商標権，実用新案権その他これらに準ずる権利
- ・ 株式，社債，地方債及び国債その他これらに準ずる権利
- ・ 出資による権利
- ・ 不動産の信託の受益権

2 公有財産の分類（地方自治法第238条第3項，第4項）

- ・ 行政財産・ 普通地方公共団体において公用又は公共用に供し，又は供することと決定した財産のことをいう。
行政財産は，原則としてこれを貸し付け，交換し，売り払い，譲与し，出資の目的とし，若しくは信託し，又は私権を設定することができない。
ただし，その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。
- ・ 普通財産・ 行政財産以外の一切の公有財産のことをいう。
普通財産は，これを貸し付け，交換し，売り払い，譲与し，若しくは出資の目的とし，又は，これに私権を設定することができる。

3 普通財産の売却価格（地方自治法第96条第1項6号）

普通地方公共団体の議会は，次に掲げる事件を議決しなければならない。
六 条例で定める場合を除くほか，財産を…適正な対価なくしてこれを譲渡し，若しくは貸付けること。

高松市の状況

1 行政財産と普通財産の状況（土地）

区 分	高松市全体			うち財産活用課所管分		
	筆 数	面 積 (㎡)	価 格 (千円)	筆 数	面 積 (㎡)	価 格 (千円)
行政財産	9,317	12,333,998	125,800,819	42	17,937	2,575,665
普通財産	1,845	5,226,463	13,883,281	628	260,889	3,273,124
計	11,162	17,560,461	139,684,100	670	278,826	5,848,789

※ 高松市の全体面積（375.17k㎡）の約4.7%を保有しています。
また普通財産には，山林や競輪場敷地が含まれています。

公有財産管理事務

2 普通財産のうち、未利用財産の状況（財産活用課所管分）

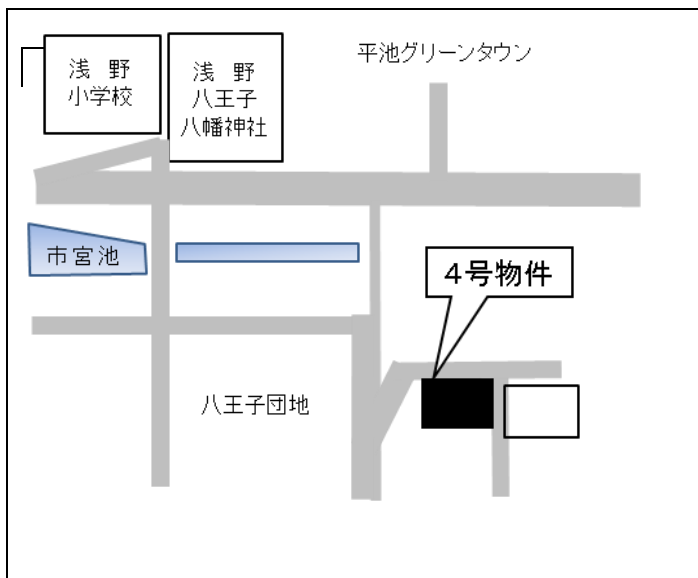
区 分	件 数(件)	筆 数(筆)	面 積(m ²)
未 利 用 地 (開発団地の法面や不整形地、また 狭小地などの利用困難な土地を含む)	262	418	173,231
うち単独利用が可能で売払・貸付物件として公表中のもの	50	83	20,227

3 未利用地の売却・貸付の状況（財産活用課所管分）

区 分	売 却			貸 付		
	件 数	面 積 (m ²)	金 額 (円)	件 数	面 積 (m ²)	金 額 (円)
平成20年度	4	368	2,037,000	46	27,400	14,236,086
平成21年度	9	2,126	25,404,888	48	30,502	15,236,849
平成22年度	4	493	12,449,717	45	30,309	15,398,053
平成23年度	4	1,550	31,421,382	44	30,759	13,825,388
平成24年度	1	60	148,498	41	29,909	11,820,678

4 土地の売払物件【一般競争入札の事例】

【位置図】



【現地写真】



物件番号④

香川町浅野2193番57他2筆

雑種地 235.40m²

第2種低層住居専用地域

建ぺい率：60% 容積率：100%

売払価格：5,798,800円

平成25年度高松市公開事業評価 事業シート

事務事業名		乳幼児等医療費助成事業				事業開始年度		昭和46年										
上位施策名		家庭・地域における子育て支援				担当局		健康福祉局										
根拠法令等		高松市医療費助成条例等				担当課		こども家庭課										
実施の背景		<p>本市では、昭和46年4月に、病気にかかりやすい乳児(1歳未満の子ども)を対象に、その保健の向上に寄与し、死亡率の低下を図ることを目的として、市単独で医療費の本人負担分を助成する医療給付事業を開始した。</p> <p>その後、子どもたちの健全育成と子育て家庭の経済的負担の軽減を図るため、段階的な対象年齢の引き上げや給付方式の変更など必要な見直しを行い、現在に至っている。</p>																
目的 (どのような状態にしたいのか)		<p>1 医療費の自己負担を軽減することによる子育て世帯への経済的支援</p> <p>2 安心して子どもを生み育てることのできる環境を整備することによる少子化対策</p> <p>3 医療機関への受診を容易にすることによる子どもの保健の向上・福祉の増進</p>																
事業概要	対象 (誰・何を対象に)	<p>高松市に住民票があり、健康保険に加入している子どもで、年齢要件は次のとおり</p> <p>乳幼児医療助成 小学校就学前まで(6歳に達した後、最初の3月31日まで)</p> <p>小児医療費助成 小学1年生から6年生 (6歳に達した後の最初の4月1日から12歳に達した後の最初の3月31日まで)</p>																
	実施方法	<p>■直接実施 □委託 □補助金</p>																
	事業内容 (手段、手法など)	<p>《国の公的医療費保険(健康保険)制度》 小学校入学前までの医療費の自己負担率：2割 小学校入学後の医療費の自己負担率：3割</p> <p>《市町村独自の医療費助成による制度の拡充》 対象年齢、助成内容(通院・入院)、所得制限の有無、自己負担の有無、支給方式(現物給付方式・償還給付方式)など自治体により内容が異なっている。</p> <p>《高松市の助成内容》 乳幼児医療助成 助成内容：通院・入院に係る医療費の自己負担部分を助成(2割⇒無料) 給付方法：現物給付方式(原則) 所得制限・自己負担：なし</p> <p>小児医療費助成 助成内容：入院に係る医療費の自己負担部分を助成(3割⇒無料) 給付方法：償還給付方式 所得制限・自己負担：なし</p>																
	関連事業 (同一目的事務事業等)	なし																
コスト			25年度(予算)		24年度(決算)		23年度(決算)		22年度(決算)									
	事業費合計		1,226,713	千円	1,110,761	千円	1,082,884	千円	1,106,642	千円								
	事業費内訳 (平成24年度分)		<p>扶助費 1,045,936千円 ※医療費助成費</p> <p>役務費(手数料) 49,102千円 ※医療機関への事務手数料</p> <p>その他 15,723千円 ※非常勤嘱託職員人件費、支給決定通知等郵送料、医療証・申請書等印刷代等</p>															
	人件費		2.5	人	18,608	千円	2.5	人	18,608	千円	2.5	人	18,900	千円	2.5	人	19,003	千円
	総事業費		1,245,321	千円	1,129,369	千円	1,101,784	千円	1,125,645	千円								
財源内訳	国県支出金		419,877	千円	419,168	千円	401,340	千円	390,273	千円								
	地方債		0	千円	0	千円	0	千円	0	千円								
	その他特財		0	千円	29	千円	1	千円	0	千円								
	その他特財の内容		医療費助成返還金過年度収入															
	一般財源		825,444	千円	710,172	千円	700,443	千円	735,372	千円								
財源合計		1,245,321	千円	1,129,369	千円	1,101,784	千円	1,125,645	千円									

平成25年度高松市公開事業評価 事業シート

事務事業名	乳幼児等医療費助成事業			事業開始年度	昭和46年	
対 象 数	【対象指標名】	単位	H24年度	H23年度	H22年度	
	6歳就学前までの乳幼児	人	25,619	25,726	26,329	
	6歳就学後から12歳年度末までの小学生	人	22,525	-	-	
活動実績	【活動指標名】	単位	H24年度	H23年度	H22年度	
	乳幼児医療支払件数（レセプト）	件	561,329	554,054	555,850	
	小児医療支払件数（レセプト）	件	251	-	-	
成果目標 (目標設定理由等)	<ul style="list-style-type: none"> ・市民満足度調査における「家庭・地域における子育て支援」施策に対する満足度の向上（当事業など本市の子育て支援施策の成果に対する市民評価を示す指標であるため） ・高松市の出生率の向上（少子化対策としての成果を示す指標であるため） ・子育て世帯の医療費の軽減額の増（子育て世帯への経済的支援を示す指標であるため） 					
成 果 (目標達成状況)	【成果指標名】	単位	H24年度	H23年度	H22年度	
	「家庭・地域における子育て支援」施策に対する市民満足度	%	25.1	21.1	23.8	
	高松市の普通出生率（人口千人に対する出生数の比率）※香川県健康福祉総務課に照会	‰	9.5 (概数)	9.4	9.5	
	一件当たりの医療費助成額	円	1,848(乳幼児) 43,816(小児)	1,823(乳幼児)	1,863(乳幼児)	
事業の実施状況と課題・今後の事業方針	<p>《実施状況》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本市の子どもに対する医療費助成は、昭和46年4月に1歳未満の乳児に対し市単独で実施したのが始まりである。 ・その後、段階的に対象年齢を引き上げ、平成20年8月診療分から小学校就学前までに拡大し、昨年8月診療分からは、小児医療費助成制度として、小学生を対象に入院に係る医療費の自己負担分を助成している。 <p>《課題》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当事業は、子ども・子育て支援策の一環として全国の自治体で実施されているが、全国統一の制度ではないため、助成対象年齢や所得制限、自己負担額等の取扱いが自治体間で異なり、住む地域によって受けられる助成内容に格差が生じている。 ・助成内容の拡大が自治体間で競争化することや、助成内容を拡大することで、対象者（の保護者）の病気を予防する注意が低下したり、夜間や休日にちょっとした病気でも医療を受けようとする、いわゆる「コンビニ受診」を助長するなどして医療費が増大し、結果として自治体の財政を圧迫することを懸念する意見もある。 <p>《今後の方針》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本市では、国内のどこに住んでいても、等しく安心して子どもを産み育てることができる環境を保障することは、国の責務であると考えており、国に対し、子どもの医療費助成制度について、全国統一の制度を創設するよう、全国市長会等を通じて要望してきたが、今後とも、国に対し、強く要望していく必要があると考えている。 ・本市独自の制度拡大については、本市の子ども・子育て支援施策全体を考える中で、適切に対応していきたいと考えている。 					
住民意向分析	市民からは、市長提言、ホームページ意見箱等において、子どもの医療費助成制度の対象者拡大を求める意見が寄せられている。					
類似都市の状況	別紙資料のとおり（中四国の中核市、県内の他市等）					
備 考						

乳幼児等医療費助成事業

乳幼児等医療費助成制度

本市の制度

昭和46年4月に、病気にかかりやすい乳児（1歳未満）を対象に、その保健の向上に寄与し、死亡率の低下を図ることを目的に、市単独で医療費助成を開始。

その後、段階的な対象年齢の引き上げや給付方法の変更など必要な見直しを行い、現在に至っている。

※健康保険制度が、医療費について、就学前までは2割、就学後から70歳までは3割を自己負担額としており、その自己負担分を助成するもの

※現行制度

乳幼児医療費助成制度

(対象:出生～小学校就学前)

- ☆通院・入院とも助成
- ☆現物給付方式

※平成20年8月から現行制度

小児医療費助成制度

(対象:小学生)

- ☆入院のみ助成
- ☆償還給付方式

※平成24年8月から現行制度

課題

全国統一の制度がなく、各自治体が独自に制度を創設

課題①

住む自治体によって格差が発生！

そのような中、住民ニーズに応えるため

助成内容について自治体間で競争化！

課題②

助成内容が拡大され、医療費の自己負担が軽減されると、

- ・対象者（の保護者）の病気予防に対する注意の低下
- ・「コンビニ受診」の増加

助成額が増大し、自治体の財政を圧迫するとの意見も…。

今後の方針

**全国統一制度創設
を国に要望！！**

本市としては、国内のどこに住んでいても、等しく安心して子どもを生み育てることができる環境を保障することは、国の責務であると考え、国に対し、子どもの医療費助成制度について、全国統一の制度を創設するよう、強く要望していく。

その一方で

多額の経費を伴う独自の制度拡大については、本市の子ども・子育て支援施策全体を考える中で、適切に対応していく。

乳幼児等医療費助成事業

制度の変遷

年月日	内容
昭和46年 4月	乳児（1歳未満）を対象に、市単独で医療費助成を開始
昭和49年 7月	対象年齢を2歳未満まで拡大
平成4年 4月	対象年齢を3歳未満まで拡大
平成11年10月	対象年齢を4歳未満まで拡大
平成13年 4月	対象年齢を6歳未満まで拡大
平成20年 8月	対象年齢を小学校就学前までに拡大 県内医療機関で受診した場合に現物給付するよう制度を拡大 (県外の医療機関で受診した場合は償還給付)
平成24年 8月	小学生を対象に、入院に係る自己負担分を助成開始（償還給付）

※昭和48年4月、香川県補助制度開始

他市の状況

【県内8市の状況】

市	通院	入院	所得制限	自己負担
高松	就学前	小学卒迄	無	無
東かがわ	就学前	中学卒迄	無	課税世帯 2,000円
さぬき	就学前	中学卒迄	無	課税世帯 2,000円
坂出	就学前	中学卒迄	無	無
丸亀	7歳未満	中学卒迄	無	無
善通寺	中学卒迄	中学卒迄	無	無
観音寺	中学卒迄	中学卒迄	無	無
三豊	中学卒迄	中学卒迄	無	無

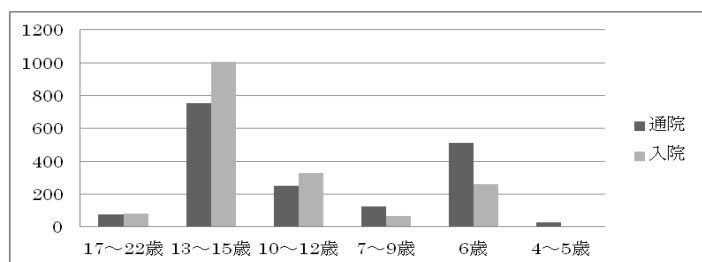
【近隣(中四国)中核市の状況】

市	通院	入院	所得制限	自己負担
倉敷	小学卒迄	小学卒迄	無	無
福山	就学前	小学卒迄	有	1日500円 (月14日)
下関	就学前	就学前	無	無
松山	就学前	小学3年迄	無	無
高知	就学前	就学前	無	無

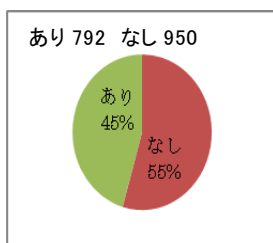
【全国1,742市区町村の状況】 [2012.4.1現在] ※2013.6.18朝日新聞記事より

対象年齢の上限

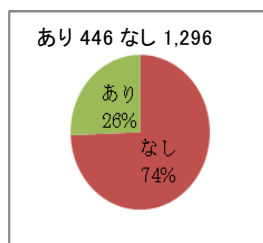
対象年齢の上限	通院	入院
17歳未満～22歳年度末	77	82
13歳未満～15歳年度末	752	1005
10歳未満～12歳年度末	252	329
7歳未満～9歳年度末	125	68
6歳年度末(就学前)	510	258
4歳未満～5歳年度末	26	0



自己負担



所得制限



平成25年度高松市公開事業評価 事業シート

事務事業名		害虫駆除事業				事業開始年度		昭和22年頃										
上位施策名		生活衛生の向上				担当局		健康福祉局										
根拠法令等		伝染病予防法（全廃） 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律				担当課		生活衛生課										
実施の背景		伝染病予防法（明治30年4月1日施行、平成11年4月1日全廃）で、鼠族・昆虫等の駆除および薬剤や器具の備付けが市町村に義務付けられていた。戦後、伝染病の流行を契機として、国は「蚊とハエのいない生活」国民運動を展開している。本市の組織的な駆除は、昭和22年頃からと推測される。																
目的 (どのような状態にしたいのか)		感染症の原因の可能性がある蚊の発生を予防するために、ボウフラの駆除等を行い、市民の快適な生活環境を維持する。																
事業概要	対象 (誰・何を対象に)	市民																
	実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 委託 <input type="checkbox"/> 補助金																
	事業内容 (手段、手法など)	感染症の原因の可能性がある蚊の発生を予防するために、市内の道路側溝や用排水路に薬剤散布を行っている。 直接実施については、正規職員2名と非常勤嘱託職員4名の計6名が2班に分かれ、動力噴霧機を搭載した2台の専用車両を使用して、年間を通じて実施している。 委託については、噴霧車2台（乗務員各2名）と消毒車2台（乗務員各3名）で、蚊の発生が多い4月中旬から10月末までの間実施している。 その他、蚊などの衛生害虫に悩まされる市民からの相談に対応している。																
	関連事業 (同一目的事務事業等)																	
コスト			25年度（予算）		24年度（決算）		23年度（決算）		22年度（決算）									
	事業費合計		40,462	千円	39,977	千円	41,954	千円	38,535	千円								
	事業費内訳 (平成24年度分)		【害虫駆除業務費】 非常勤職員報酬 7,910千円 非常勤職員社会保険料 1,205千円 短期臨時職員社会保険料 3千円 短期臨時職員賃金 825千円 消耗品費 111千円 燃料費 27千円 光熱水費 69千円 通信運搬費 33千円 委託料 28,558千円（※防疫用備蓄薬品の廃棄処分委託料を含む）				【害虫駆除薬剤費】 消耗品費 1,236千円											
	人件費		3.3	人	24,562	千円	3.3	人	24,562	千円	3.3	人	24,948	千円	4.3	人	32,684	千円
	総事業費		65,024	千円	64,539	千円	66,902	千円	71,219	千円								
財源内訳	国県支出金																	
	地方債																	
	その他特財																	
	その他特財の内容																	
	一般財源		65,024	千円	64,539	千円	66,902	千円	71,219	千円								
財源合計		65,024	千円	64,539	千円	66,902	千円	71,219	千円									

平成25年度高松市公開事業評価 事業シート

事務事業名	害虫駆除事業			事業開始年度	昭和22年頃	
対象数	【対象指標名】	単位	H24年度	H23年度	H22年度	
	高松市の人口	人	426,712	426,718	425,876	
活動実績	【活動指標名】	単位	H24年度	H23年度	H22年度	
	委託業者作業箇所数	箇所	170,342	162,170	166,681	
成果目標 (目標設定理由等)	衛生害虫（主に蚊）が媒介する感染症の蔓延を未然に防止するのがこの事業の目的であるため、感染症罹患者数を増加させないことを目標とする。					
成果 (目標達成状況)	【成果指標名】	単位	H24年度	H23年度	H22年度	
	衛生害虫（主に蚊）媒介感染症罹患者数	人	0	0	0	
事業の実施状況と課題・今後の事業方針	<p>おおむね週一回のペースで順次作業を実施しているが、毎年度約50件の新たな作業依頼がある。このうち定期的な作業箇所となったのは、平成24年度実績で12箇所である。薬剤散布による環境への影響も考えられるため、毎年度、蚊の発生が抑えられた場所について見直しを行っており、平成24年度は22箇所の作業を中止した。地球温暖化により、蚊の発生時期の早期化や越冬時の生存率の増加が予想されるため、今後も事業は継続しつつ、蚊の発生を抑える環境づくりを市民に周知していく必要がある。</p>					
住民意向分析	<p>毎年度、約50件の新たな作業依頼がある一方、薬剤散布による人体や環境への影響を心配される市民からの相談も1～2件あり。現時点では、薬剤散布を希望する市民が多数と思われる。</p>					
類似都市の状況	<p>中核市で同様の業務を実施している割合は59% 実施している中核市のうち、直接実施は65%、委託は20%、その他15% (H20.5 熊本市アンケート調査による)</p>					
備考						

害虫駆除事業

【事業背景】

「高松は、多蚊松と言われるほど蚊が多くて不衛生な町」という印象が、明治初期から昭和初期頃まで残っていた。江戸時代には徹底していた水源地の管理や配水管の維持・疎水路の掃除が明治の混乱の中放置されてしまったからである。

高松市の蚊とハエは、戦前から悪名が高く、伝染病の温床とも言われていたが、それらを防止するため市内の公共の溝などに石油を注ぎ駆除に努めた。

終戦後、進駐軍の指導もあり、市は駆除班を編成して、殺虫効果の高いDDTなどの薬剤を発生源に根気よく散布した。これが、市の害虫駆除事業の始まりである。

(高松市百年史より)

【実施要件】

1 実施場所

公共用地である以下の場所。私有地は実施していない。

(1) 用排水路

(2) 道路側溝

※その他の公共用地については、管理者に対応を求めている。

2 住民の同意

新規の場所を作業する際は、自治会または衛生組合単位で薬剤散布に対する住民の同意を得て、代表者からの依頼が必要。

【類似都市駆除方法】

- ・用排水路、道路側溝、川に昆虫成長抑制剤を投入。
- ・動力噴霧機等での散布。
- ・町内会などより依頼があった場合駆除指導。民間業者へ駆除指導委託。
- ・機材の貸出。
- ・希望自治会に薬剤を配布。地域一斉清掃時などに散布。
- ・人に害を与えるおそれがある場合および感染症のまん延を防止するため必要があると認められる場合のみ実施。現地調査、駆除、効果判定や同定の委託。
- ・側溝、用排水路等の清掃および堆積物撤去により衛生保持に努めており、駆除剤は使用していない。

(H20.5 熊本市アンケート調査による)

※殺虫剤等を配布する行為については、未使用薬剤の回収や末端使用者への取扱い方法の周知不足など問題視されており、厚生労働省からの通知によっても、保健衛生上の危害が発生することのないよう指導がなされている。

【委託料／作業箇所数／相談件数】

	H 2 0	H 2 1	H 2 2	H 2 3	H 2 4
委託料(円)	34,206,900	28,337,400	28,054,000	28,337,400	28,337,400
作業箇所数 (箇所)	—	154,377	166,681	162,170	170,342
相談件数(件)	8 5	7 2	5 6	4 9	4 9

害虫駆除事業

【消毒車両】



【用排水路への消毒作業】



平成25年度高松市公開事業評価 事業シート																																														
事務事業名		がん対策推進事業						事業開始年度		S40～																																				
上位施策名		健やかに暮らすための健康づくり						担当局		健康福祉局																																				
根拠法令等		<ul style="list-style-type: none"> 健康増進法第19条の2 がん検診の実施が定められている。 がん対策基本法第13条 国及び地方公共団体はがん検診の受診率の向上に資するよう、がん検診に関する普及啓発その他の必要な施策を講ずるものとされている。 						担当課		保健センター																																				
実施の背景		<ul style="list-style-type: none"> 2人に1人ががんにかかり、3人に1人ががんで亡くなっており、本市でも、死因の第1位はがんであり、H23年がんの死亡者数(1,150人)は、全死亡者の28%を占めている。 がんの死亡者数は、年々増加しており、H23年の死亡率(人口10万対率)は268.6である。 																																												
目的 (どのような状態にしたいのか)		がん検診を実施することで、早期発見・早期治療につなげ、死亡者の減少を図る。																																												
事業概要	対象 (誰・何を対象に)	<ul style="list-style-type: none"> 胃がん検診、肺がん検診および大腸がん検診…40歳以上の方(年1回) 乳がん検診…40歳以上の女性(2年に1回) 子宮頸がん検診…20歳以上の女性(2年に1回) 前立腺がん検診…50歳以上の男性(年1回) 《無料クーポン券検診》 子宮頸がん検診…20歳、25歳、30歳、35歳、40歳の女性 乳がん検診…40歳、45歳、50歳、55歳、60歳の女性 大腸がん検診…40歳、45歳、50歳、55歳、60歳の方 																																												
	実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 委託 <input type="checkbox"/> 補助金																																												
	事業内容 (手段、手法など)	<ul style="list-style-type: none"> 対象年齢となる市民全員に受診券を送付(H20度～) 広報たかまつ、ホームページなどで啓発記事を掲載 検診の内容は下表のとおり 精密検査の必要な方に対し受診勧奨 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">検診種別</th> <th>実施期間</th> <th>検診内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>胃がん検診</td> <td>集団検診</td> <td>7月～3月</td> <td>胃部エックス線検査</td> </tr> <tr> <td>肺がん検診</td> <td>集団検診</td> <td>7月～11月</td> <td>胸部エックス線検査 喀たん検査(該当者)</td> </tr> <tr> <td>大腸がん検診</td> <td>医療機関検診</td> <td>7月～10月</td> <td>便潜血検査</td> </tr> <tr> <td>子宮頸がん検診</td> <td>医療機関検診</td> <td>7月～2月</td> <td rowspan="2">視診、細胞診および内診</td> </tr> <tr> <td>子宮頸がん検診</td> <td>集団検診</td> <td>10月～2月</td> </tr> <tr> <td>乳がん検診</td> <td>医療機関検診</td> <td>7月～2月</td> <td rowspan="2">視触診、マンモグラフィ検査</td> </tr> <tr> <td>乳がん検診</td> <td>集団検診</td> <td>10月～2月</td> </tr> <tr> <td>前立腺がん検診</td> <td>医療機関検診</td> <td>7月～10月</td> <td>血液検査</td> </tr> </tbody> </table> <p>検診内容は、「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」に基づいて実施(前立腺がんを除く)</p>											検診種別		実施期間	検診内容	胃がん検診	集団検診	7月～3月	胃部エックス線検査	肺がん検診	集団検診	7月～11月	胸部エックス線検査 喀たん検査(該当者)	大腸がん検診	医療機関検診	7月～10月	便潜血検査	子宮頸がん検診	医療機関検診	7月～2月	視診、細胞診および内診	子宮頸がん検診	集団検診	10月～2月	乳がん検診	医療機関検診	7月～2月	視触診、マンモグラフィ検査	乳がん検診	集団検診	10月～2月	前立腺がん検診	医療機関検診	7月～10月	血液検査
	検診種別		実施期間	検診内容																																										
胃がん検診	集団検診	7月～3月	胃部エックス線検査																																											
肺がん検診	集団検診	7月～11月	胸部エックス線検査 喀たん検査(該当者)																																											
大腸がん検診	医療機関検診	7月～10月	便潜血検査																																											
子宮頸がん検診	医療機関検診	7月～2月	視診、細胞診および内診																																											
子宮頸がん検診	集団検診	10月～2月																																												
乳がん検診	医療機関検診	7月～2月	視触診、マンモグラフィ検査																																											
乳がん検診	集団検診	10月～2月																																												
前立腺がん検診	医療機関検診	7月～10月	血液検査																																											
関連事業 (同一目的事務事業)	なし																																													
コスト	25年度(予算)		24年度(決算)		23年度(決算)		22年度(決算)																																							
	事業費合計		460,954	千円	318,048	千円	282,494	千円	266,159	千円																																				
	事業費内訳 (平成24年度分)		<ul style="list-style-type: none"> がん検診委託料 266,195千円 内訳 <table style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td>胃がん検診</td> <td>31,048千円</td> <td>子宮頸がん検診</td> <td>81,316千円</td> </tr> <tr> <td>肺がん検診</td> <td>18,111千円</td> <td>乳がん検診</td> <td>57,111千円</td> </tr> <tr> <td>大腸がん検診</td> <td>52,558千円</td> <td>前立腺がん検診</td> <td>26,051千円</td> </tr> </table> がん検診受診券作成委託料 15,938千円 結果入力委託料 1,874千円 がん検診結果他郵送料 20,725千円 需用費(印刷製本、消耗品) 1,582千円 報酬、共済費(嘱託看護師4人) 9,157千円 その他(負担金、賃金、旅費他) 2,577千円 <p>※H25年度から、子宮頸がん予防ワクチン接種費(82,515千円)を含む</p>											胃がん検診	31,048千円	子宮頸がん検診	81,316千円	肺がん検診	18,111千円	乳がん検診	57,111千円	大腸がん検診	52,558千円	前立腺がん検診	26,051千円																					
	胃がん検診	31,048千円	子宮頸がん検診	81,316千円																																										
	肺がん検診	18,111千円	乳がん検診	57,111千円																																										
大腸がん検診	52,558千円	前立腺がん検診	26,051千円																																											
人件費	3.2	人	23,818	千円	3.2	人	23,818	千円	3.2	人	24,192	千円	3.2	人	24,323	千円																														
総事業費	484,772		千円	341,866		千円	306,686		千円	290,482			千円																																	
財源内訳	国県支出金	44,769		千円	37,232		千円	39,674		千円	31,122			千円																																
	地方債			千円			千円			千円				千円																																
	その他特財	7,331		千円	6,044		千円	3,172		千円	3,352			千円																																
	一般財源	432,672		千円	298,590		千円	263,840		千円	256,008			千円																																
	財源合計	484,772		千円	341,866		千円	306,686		千円	290,482			千円																																

平成25年度高松市公開事業評価 事業シート						
事務事業名	がん対策推進事業			事業開始年度	S40～	
対 象 数	【対象指標名】	単位	H24年度	H23年度	H22年度	
	がん検診（胃・肺・大腸）の対象者 ：40歳以上の全市民	人	240,877	238,210	235,667	
活動実績	【活動指標名】	単位	H24年度	H23年度	H22年度	
	がん検診受診者数（合計）	人	103,259	94,940	92,372	
成果目標 （目標設定理由等）	①国が示すがん検診受診率目標は50%であることから、50%を目指す。 ②がんを早期発見・早期治療につなげることを目的にしており、がん発見者を増やすことを目指しているものではないことから目標値を設定していない。					
成 果 （目標達成状況）	【成果指標名】	単位	H24年度	H23年度	H22年度	
	①がん検診受診率	%	22.0	20.1	20.5	
	②がん発見者数	人	296	244	224	
事業の実施状況と課題・今後の事業方針	<p>《実施状況》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H21年度～特定健康診査等と医療機関で受診できるがん検診の受診券をひと綴りにして送付 ・H21年度～無料クーポン券検診の実施（H21度～子宮頸がん・乳がん、H23度～大腸がん） がん検診手帳を合わせて送付 ・H24年度～胃がん・肺がん集団検診受診券を加えてひと綴りにして送付 ・H25年度～電車に中吊り広告ポスター掲示など啓発実施（予定） <p>受診しやすい環境づくりへの取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・検診実施医療機関一覧表・年間日程表を受診券に同封 ・女性医師や女性技師の対応や、土曜日実施など情報を掲載 ・集団検診の土日検診や、育児をしている女性が受診しやすいように託児つき検診の実施 <p>《課題》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・がん検診受診率の目標を50%としているが、達していない。 ・若い世代や働き盛り世代の受診者が少ない。 <p>《今後の事業方針》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象に応じた啓発活動をあらゆる機会を通じて取り組む。 ・企業・事業所との連携を図り、働き盛り世代へのがん検診受診啓発 ・検診を受診しやすい環境づくりと精度管理の徹底 					
住民意向分析	<ul style="list-style-type: none"> ・H24年10月に、がんの予防・検診に関する市民アンケートを実施した結果、がんをこわいと思う人は、97%で、全国（75.7%：H21.9）香川県（85.2%：H24.9）より高い。 また、検診を受けない理由は、いずれのがんも「気になる症状がない」が約半数で、ついで、「心配な時はいつでも受診できる」、「めんどうだから」が多い。 胃がん、子宮頸がん検診では、検査方法が苦痛（約3割）という理由もみられ、40歳では、「時間が取れない」、「費用がかかる」などの理由であった。 					
類似都市の状況	いずれの都市も、国の指針に基づき、同様のがん検診を実施している。ただし、検診の方法（集団か医療機関）、期間、自己負担額、案内方法などは、都市毎に異なる。					
備 考						

がん対策推進事業

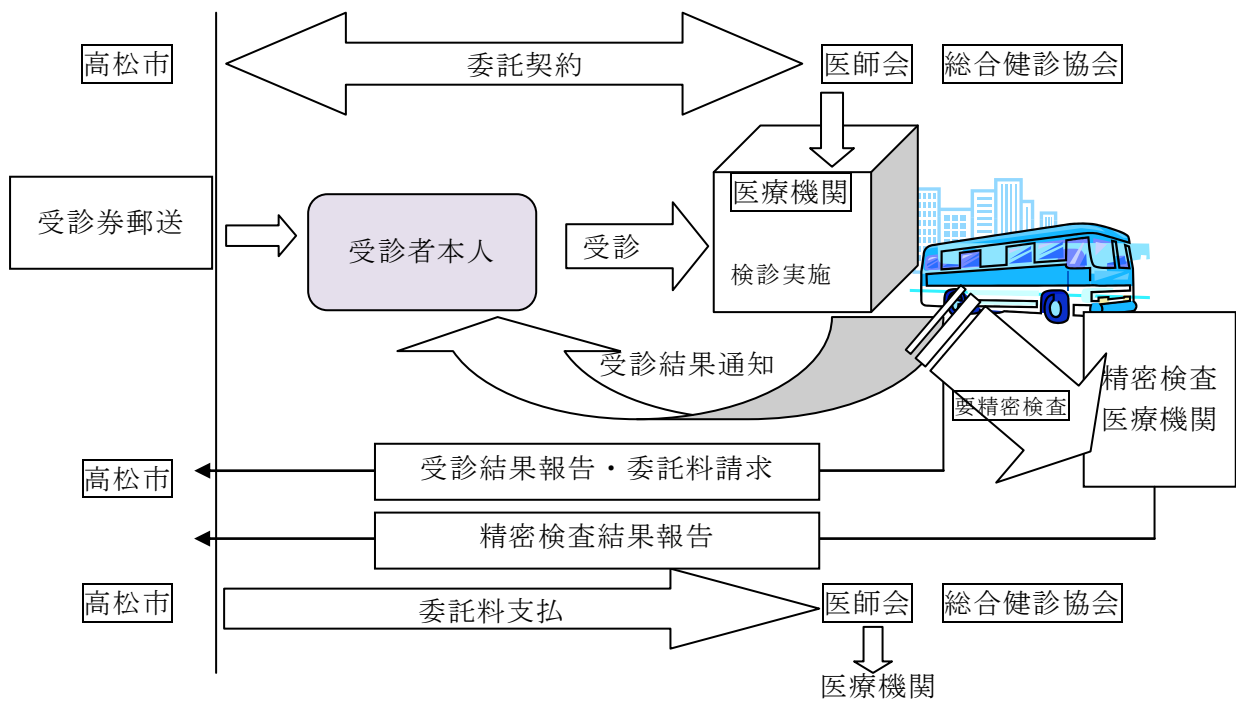
【高松市がんの部位別死亡状況(平成 23 年)】

(単位：人)

	総数	気管、 気管支 及び肺	胃	肝及 び肝 内胆 管	大腸 (結腸及 び直腸)	膵	胆の う及 びそ 他の 胆 道	乳房	悪性 リン パ 腫	食 道	前 立 腺	口 唇、 口 腔 及 び 咽 頭	子 宮	膀 胱	そ 他
死亡者 数(男女 計)	1,150	229	163	129	166	83	57	39	36	32	27	18	14	14	143
男	660	174	106	86	80	38	21	39	20	25	27	8	8	67	
女	490	55	57	43	86	45	36	39	16	7	10	14	6	76	

※データ：香川県健康福祉総務課

【がん検診の概要(フロー図)】



【がん検診に関する啓発】

- ・ 広報たかまつ、市ホームページ掲載
- ・ ケーブルテレビ放送
- ・ 地区回覧・ポスター掲示
- ・ 健康教育・幼児健診時ちらし配布
- ・ 労政だより掲載
- ・ 高松商工会議所「インフォメーションたかまつ」掲載(平成 25 年度)
- ・ コトデン電車で吊り広告、駅ポスター掲示(平成 25 年度)

など

がん対策推進事業

【年度別がん検診受診状況】

種別	年度	対象者数 (人)	受診者数 (人)	(受診者数内訳)		受診率 (%)	要精検者 数(人)	がん発 見者数 (人)
				医療機関	集団検診 (検診車)			
胃がん	22	110,670	3,379		3,379	3.1	214	8
	23	116,630	3,439		3,439	2.9	196	9
	24	116,197	6,571		6,571	5.7	550	14
肺がん	22	110,670	17,554		17,554	15.9	441	22
	23	116,630	16,503		16,503	14.1	494	15
	24	116,197	18,794		18,794	16.2	549	21
大腸がん	22	110,670	32,476	32,434	42	29.3	2,993	67
	23	116,630	35,106	35,106		30.1	3,111	73
	24	116,197	36,984	36,984		31.8	3,189	91
子宮頸 がん	22	46,345	14,434	14,007	427	31.1	239	5
	23	45,754	14,012	13,524	488	30.6	217	11
	24	45,570	14,655	14,276	379	32.2	275	13
乳がん	22	35,720	10,327	9,926	401	28.9	570	56
	23	36,933	10,853	10,450	403	29.4	575	61
	24	36,749	10,747	10,386	361	29.2	595	68
前立腺 がん	22	36,340	14,202	14,202		39.1	526	66
	23	39,505	15,027	15,027		38.0	527	75
	24	39,440	15,508	15,508		39.3	635	89

※対象者数は、香川県健康福祉総務課算定データによる。

計算式①市町人口－②就業者数＋③農林水産業従事者数－④要介護4・5認定者数（①②③は平成22年国勢調査報告）

※がん発見者数は、平成25年5月2日現在

【がん検診受診率の比較】

種別	年度	全国 (%)	香川県 (%)	高松市 (%)
胃がん	22	9.6	9.8	3.1
	23	9.2	9.0	2.9
肺がん	22	17.2	28.5	15.9
	23	17.0	26.0	14.1
大腸がん	22	16.8	26.3	29.3
	23	18.0	27.3	30.1
子宮頸が ん	22	23.9	27.4	31.1
	23	23.9	27.8	30.6
乳がん	22	19.0	26.0	28.9
	23	18.3	25.2	29.4

※データ：平成23年度健康増進事業報告

参考【H24 市民健康調査によるがん検診受診率】

種別	男性 (%)	女性 (%)
胃がん	36.6	25.5
肺がん	40.1	33.9
大腸がん	39.6	29.1
子宮頸がん		37.9
乳がん		28.3

【がん検診費用】

種別		検診単価(円)	自己負担金 (円)	
胃がん	集団	4,725	1,300	
	医療機関			
肺がん	集団	X線検査	無料	
		喀たん 検査	800	
大腸 がん	医療 機関	1,509	500	
子宮頸 がん	医療 機関	6,852	2,200	
	集団	3,990	1,000	
乳がん	医療 機関	40歳代	2,500	
		50歳以上	2,000	
	集団	40歳代	2,000	
		50歳以上	1,600	
前立腺 がん	医療 機関	2,400	50～ 69歳	1,200
			70歳 以上	600

《自己負担金免除》

- ・70歳以上の方（前立腺がん除く）
- ・当該年度の市民税非課税世帯に属する方
- ・生活保護法による被保護世帯の方

平成25年度高松市公開事業評価 事業シート

事務事業名		ごみ再資源化事業				事業開始年度		平成12年度										
上位施策名		ごみの発生抑制・減量・リサイクルの推進				担当局		環境局										
根拠法令等		廃棄物処理法、容器包装リサイクル法等				担当課		環境保全推進課										
実施の背景		環境への負荷の少ない持続可能な循環型社会を形成するため、3R(リデュース、リユース、リサイクル)の取り組みが求められており、平成12年の容器包装リサイクル法の全面施行にあわせ、資源ごみの処理体制を構築し、当該事業を開始。																
目的 (どのような状態にしたいのか)		家庭から出された資源ごみを、再資源化(リサイクル)することにより、環境への負荷の低減、資源の有効活用、最終処分場の延命化を図る。																
事業概要	対象 (誰・何を対象に)	家庭から出された資源ごみ(缶・びん・ペットボトル、プラスチック製容器包装、紙、布、乾電池、蛍光管)																
	実施方法	□直接実施 ■委託 □補助金																
	事業内容 (手段、手法など)	①市が収集した「缶・びん・ペットボトル」を、容器包装リサイクル法に定められた6品目に分別するとともに、他のごみを除去し、圧縮梱包等の中間処理する事業。 ②市が収集した「プラスチック容器包装」を、容器包装リサイクル法に基づき、汚れたものやその他のごみと選別・除去したうえで、圧縮梱包等の中間処理する事業。 ③市が収集した「紙」を、容器包装リサイクル法に定められた3品目とそれ以外の「紙類」に分別したうえで、圧縮梱包などの中間処理をし、それぞれリサイクルする会社に運搬のうえ、再資源化する事業。 ④市が収集した「布」について、選別・梱包などの中間処理をし、リサイクルする会社に運搬のうえ、再資源化する事業。 ⑤市が収集した「電池」「蛍光管」について、市から引き取り、無害化・リサイクルする会社に収集運搬し、再資源化する事業																
	関連事業 (同一目的事務事業等)	南部クリーンセンターにおける再資源化事業																
コスト			25年度(予算)		24年度(決算)		23年度(決算)		22年度(決算)									
	事業費合計		190,619	千円	186,266	千円	190,197	千円	193,441	千円								
	事業費内訳 (平成24年度分)		①缶・びん・ペットボトル中間処理委託 43,820千円 ②プラスチック中間処理委託 131,357千円 プラスチック等市町村負担分 1,244千円 ③④紙・布類処理委託 6,258千円 ⑤乾電池・蛍光管等処理委託等 3,231千円 ⑥その他(旅費・消耗品) 356千円 ①～⑥計 186,266千円															
	人件費		0.9	人	6,699	千円	0.9	人	6,699	千円	0.9	人	6,804	千円	0.9	人	6,841	千円
	総事業費		197,318	千円	192,965	千円	197,001	千円	200,282	千円								
財源内訳	国県支出金																	
	地方債																	
	その他特財		110,197	千円	105,139	千円	124,239	千円	100,840	千円								
			その他特財の内容 ごみ収集資源物(缶・びん・ペットボトル、プラスチック容器包装)売払い収入															
	一般財源		87,121	千円	87,826	千円	72,762	千円	99,442	千円								
財源合計		197,318	千円	192,965	千円	197,001	千円	200,282	千円									

平成25年度高松市公開事業評価 事業シート

事務事業名	ごみ再資源化事業			事業開始年度	平成12年度
対 象 数	【対象指標名】	単位	H24年度	H23年度	H22年度
	分別収集する品目数（容リ法対象品目）	品目	10	10	10
	分別収集する品目数（容リ対象物以外）	品目	4	4	4
活動実績	【活動指標名】	単位	H24年度	H23年度	H22年度
	缶・びん・ペットボトル資源化量	kg	2,377,660	2,439,910	2,479,620
	プラスチック資源化量	kg	3,060,440	3,061,240	3,078,420
成果目標 (目標設定理由等)	高松市循環型社会形成推進地域計画では、ごみの減量化とリサイクルの促進により、平成30年度のリサイクル率を25.7%にすると目標を定めている。				
成 果 (目標達成状況)	【成果指標名】	単位	H24年度	H23年度	H22年度
	リサイクル率（ごみ総排出量に占める資源化できた量の割合）	%	20.4	20.7	21.2
事業の実施状況と課題・今後の事業方針	<p>(課題)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リサイクル率が低下傾向にある。 ・家庭でのごみの分別がきちんとできていないケースが依然多く見られる。 <p>(今後の方針)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小型家電リサイクルの実施（25年10月からデジタルカメラなど21品目を回収） ・南部クリーンセンターで発生するスラグ（※廃棄物等を高温で溶かしたものを冷却し、固めたもので、建築・土木工事の資材として活用が進められているもの）の活用（25年度から公共工事の埋め戻し材料で活用） ・スーパー等の資源ごみの店頭回収の実態調査（25年度に実施予定） ・分別の優秀な自治会等の市民への情報提供や表彰を検討 				
住民意向分析	24年度の市民満足度調査によると、「ごみの発生抑制・減量・リサイクルの推進」の施策は、満足度の高い順で3番目となっており、市民の間では一定の支持が得られていると思われる。				
類似都市の状況	<p>○全国のリサイクル率（23年度） 20.4% 【高松市 20.7%】</p> <p>○全国の容リ法対象品目（10品目）の市町分別収集実施率（23年度）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・97.5%（アルミ缶、スチール缶）～35.2%（紙製容器） ・岡山市、徳島市は高松市同様10品目を回収。松山市は9品目。高知市は8品目。 				
備 考					

ごみ再資源化事業

■ 容器包装リサイクル対象品目の県内のリサイクル状況（24年4月 県調査）

10品目：10市町 9品目：4市町 8品目：3市町

（参考）容器包装リサイクル法の対象となっている品目

- ①無色のガラス製容器 ②茶色のガラス製容器 ③その他の色のガラス製容器
- ④ペットボトル ⑤紙製容器包装（⑨⑩を除く） ⑥ペットボトル以外のプラスチック製容器包装 ⑦スチール製容器 ⑧アルミ製容器 ⑨飲料用紙製容器
- ⑩ダンボール製容器

■ 容器包装リサイクル対象品目以外の県内のリサイクル状況（24年4月 県調査）

紙類：17市町（全市町） 布類：13市町 電池：14市町 蛍光灯：10市町

■ 容器包装の区分

国の区分	本市の区分
プラスチック製容器包装	プラスチック製容器包装
スチール製容器	缶・びん・ペットボトル
アルミ製容器	
無色のガラス製容器	
茶色のガラス製容器	
その他の色のガラス製容器	
ペットボトル	
紙製容器包装	紙・布
段ボール製容器	
飲料用紙製容器	

ごみ再資源化事業

■ 中核市のリサイクル率（23年度集計、平均19.7%）

No.	都市名	リサイクル率 (%)
1	倉敷市	46.2
2	福山市	45.4
3	横須賀市	34.7
4	長野市	28.5
5	下関市	25.0
6	久留米市	24.8
7	柏市	24.8
8	富山市	24.7
9	秋田市	24.6
10	岡崎市	24.3
11	川越市	24.3
12	大分市	23.9
13	船橋市	22.7
14	旭川市	22.2
15	豊田市	20.9
16	※高松市	20.7
17	高知市	20.4
18	姫路市	20.0
19	いわき市	19.0
20	松山市	18.8
21	宇都宮市	18.6
22	豊橋市	18.4
23	盛岡市	17.9
24	岐阜市	17.7
25	那覇市	17.2
26	宮崎市	16.7
27	長崎市	16.5
28	西宮市	15.8
29	前橋市	15.7
30	函館市	15.3
31	鹿児島市	14.8
32	金沢市	14.3
33	大津市	14.0
34	高崎市	13.9
35	高槻市	13.0
36	尼崎市	12.4
37	郡山市	11.5
38	豊中市	11.2
39	青森市	10.8
40	東大阪市	10.6
41	奈良市	8.6
42	和歌山市	8.0

平成25年度高松市公開事業評価 事業シート

事務事業名	企業誘致・起業支援による地域産業活性化促進事業		事業開始年度	平成20年度													
上位施策名	商工業の振興と地域経済の活性化		担当局	創造都市推進局													
根拠法令等	企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律、高松市企業誘致条例、高松市創造支援センター条例		担当課	産業振興課													
実施の背景	平成19年度の、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の施行に伴い、企業立地の促進等による地域の産業集積の形成や活性化のための取組を地方公共団体が主体的に行うようになった。																
目的 (どのような状態にしたいのか)	市内に誘致施設等を設置する企業に対し、助成措置を講ずることによって、その立地を促進し、地域経済の発展、産業の高度化および活性化ならびに雇用機会の拡大を図るとともに、にぎわいを創出し、もって市民生活の安定向上に寄与することを目的とする。																
事業概要	対象 (誰・何を対象に)	市内で新設、増設を予定している企業															
	実施方法	■直接実施 □委託 ■補助金															
	事業内容 (手段、手法など)	<p>現在、本市では、企業誘致担当1名、企業誘致専門員1名を中心として、国、香川県、金融機関等と連携を図りながら企業誘致活動を行っている。</p> <p>活動内容については、市外から企業誘致するだけでなく、市内で事業を営む企業に対して、土地情報、助成金制度の紹介を行っているほか、産業振興課が相談窓口となり、本市が許認可の権限を持つ開発許可等の手続きを企業がスムーズに行えるようワンストップサービスを実施するなど、企業のニーズに対応している。</p> <p>現在、都市計画法の用途区域に基づく規制や、特定用途制限地域内における建築物等の制限に関する条例に基づく規制もあり、容易に新設、増設ができない状況である。企業においては、一刻も早く新設、増設を行いたい場合があり、本市のスピード感のある対応が求められている。</p> <p>このような中、本市では、工場立地法に基づく緑地面積率を緩和するため、条例を定めたほか、企業から相談があった際には、問題解決への助言を行うなど迅速な対応に努めている。また、こうした地道な支援を実施しなければ、当然、企業は、より条件の良い市外へ流出し、市内の雇用や税収の減少につながる事となる。</p>															
	関連事業 (同一目的事務事業等)	創造支援センター															
コスト		25年度(予算)		24年度(決算)		23年度(決算)		22年度(決算)									
	事業費合計	33,093	千円	4,489	千円	205,266	千円	26,174	千円								
	事業費内訳 (平成24年度分)	企業誘致専門員雇用経費(1人×12ヶ月) 4,151千円 企業誘致専門員誘致活動費 182千円 企業誘致優遇制度に基づく助成 0円 創造支援センター運営費 52千円 その他 104千円															
	人件費	1.1	人	8,113	千円	1.1	人	8,113	千円	1.1	人	8,240	千円	1.1	人	8,285	千円
	総事業費	41,206	千円	12,602	千円	213,506	千円	34,459	千円								
財源内訳	国県支出金		千円		千円	19,354	千円	17,024	千円								
	地方債		千円		千円		千円		千円								
	その他特財	1,128	千円	2,195	千円		千円		千円								
		その他特財の内容 創造支援センター使用料等の収入															
	一般財源	40,078	千円	10,407	千円	194,152	千円	17,435	千円								
財源合計	41,206	千円	12,602	千円	213,506	千円	34,459	千円									

平成25年度高松市公開事業評価 事業シート

事務事業名	企業誘致・起業支援による地域産業活性化促進事業		事業開始年度	平成20年度	
対 象 数	【対象指標名】	単位	H24年度	H23年度	H22年度
	全国の事業所	事業所	5,804,223	6,199,222	6,199,222
	本市の事業所	事業所	22,262	24,457	24,457
活動実績	【活動指標名】	単位	H24年度	H23年度	H22年度
	企業説明会およびインダストリアルツアーの開催	回	13	15	8
	企業訪問等	回	990	—	—
成果目標 (目標設定理由等)	企業誘致条例に基づく助成金を交付した件数(目標:年4件) 企業誘致条例に基づく指定をした件数(目標:年4件)				
成 果 (目標達成状況)	【成果指標名】	単位	H24年度	H23年度	H22年度
	助成金交付件数	件	0.0	1.0	0.0
	助成金指定件数	件	2.0	2.0	0.0
事業の実施状況と課題・今後の事業方針	<p>本市は、都市計画法の用途区域で立地できない場合が多く、特定用途制限地域内における建築物等の制限に関する条例もあり、新設、増設できないため、企業へ土地等の情報提供が課題となっている。</p> <p>今後は、災害が少ないことや、関係官庁が比較的中心部に集結していることなど、本市の利点も強調し、国、県、金融機関等と連携する中で、効果的な企業誘致をより積極的に実施する。</p> <p>また、本年4月からは、企業誘致条例を改正し、物流拠点施設を新たに助成対象に加えたほか、芸術・文化・デザイン等の知的創造サービス業の助成要件を緩和し、本市の特色を生かした企業誘致活動をさらに進めている。</p>				
住民意向分析	<p>企業にとって、企業誘致優遇制度は、投資にインセンティブを与えるものとなる。</p> <p>また、本市にとっては、地域経済の発展や、産業の高度化、雇用の拡大が期待でき、市民生活の安定向上につながることから、住民の理解も得られる。</p> <p>なお、交付した助成金については、企業の形態によって異なるが、概ね3年から7年で回収でき、その後は税収の増となることから、助成金の効果は大きいと考える。</p>				
類似都市の状況	<p>企業誘致については、全国的に誘致合戦であり、苦慮している自治体が多く、助成金を高額にしても企業誘致に結びつくとは限らず、企業誘致に成功している自治体は少ない状況である。</p> <p>企業にとっては、周辺環境やインフラ、人材、水資源などの確保が重要となっている。</p> <p>そのような中、本市では、独自に企業誘致専門員を配置し、企業の設備投資等の情報を収集し積極的に企業誘致活動を行っている。また、本市独自の芸術・文化・デザイン等の知的創造サービス業の助成制度もあり、他市にはない業種にも対応している。</p>				
備 考					

企業誘致・起業支援による地域産業活性化促進事業

1 高松市企業誘致条例の制定

平成21年4月1日から、市内に誘致施設等を設置する企業に対し、助成措置を講ずることによって、その立地を促進し、雇用の機会の拡大を図ることを目的として、高松市企業誘致条例を施行したが、この条例が平成25年3月31日で効力を失うことから、引き続き、本市の地域経済の成長を維持するため、本条例の改正を行った。

また、平成24年4月から、新たに企業誘致専門員を雇用し、誘致活動に香川県とともに積極的に取り組んでいる。

年 度	企 業 誘 致 指 定 実 績 状 況			
	工場・試験研究施設・運輸施設 物流拠点施設 (H25年より)	情 報 処 理 施 設 関 連 施 設	知的創造サービス を行う事業所	観 光 施 設
21	1 件	2 件	0 件	0 件
22	0 件	0 件	0 件	0 件
23	1 件	1 件	0 件	0 件
24	0 件	1 件	1 件	0 件
25 (7月末現在)	1 件	0 件	0 件	0 件

※平成23年度は、工場（電子部品メーカー）1件に対して助成金（176,915千円）の交付を行った。

2 企業誘致条例により助成した企業

(1) 投下固定資産額

2,856,301千円（建物、建物付属、構築物、機械装置 ※土地は除く）

(2) 新規常用雇用者数

107人（助成対象は6ヶ月平均の人数）

(3) 助成金の交付金額

投下固定資産：2,856,301千円×5%=142,815千円

新規常用雇用者：300千円×107人+2,000千円=34,100千円 **計 176,915千円**

(4) 助成金の効果

設備投資、雇用拡大により、下記のとおり税収の増となる。

設備投資による固定資産税（年間）	29,690千円
事業拡大による法人市民税、事業所税（年間）	3,906千円
雇用拡大による個人市民税（年間）	6,800千円
合 計	40,396千円

176,915千円÷40,396千円=4.3年間

助成金は4年弱で回収でき、その後は税収の増となる。

また、助成金対象雇用者は、107人であったが、助成金を交付した後も継続的に雇用があり、154人の雇用拡大につながった。

このようなことから、助成対象企業の助成金を試算すると、会社の設備投資、雇用人数にもよるが、2年から7年程度で、助成金は全額回収でき、さらには雇用の拡大も図れることから、助成金の効果は大きい。

企業誘致・起業支援による地域産業活性化促進事業

3 高松市独自の助成制度

昨年の中央通り沿いのビルの空室率は、18%であり、近年、空室率は一進一退を繰り返している。空室率の改善のため、本市では、知的創造サービスを行う事業所を助成対象としており、現在も県と連携し、積極的に物件紹介や情報提供を行っている。

なお、県内では、下記の業種に助成しているのは本市のみである。

知的創造サービスを行う事業所の主な業種
ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、インターネット附随サービス業、映像情報制作・配給業、音声情報制作業、新聞業、出版業、広告制作業、映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業、デザイン業、著述・芸術家業、経営コンサルタント業、広告業、土木建築サービス業、機械設計業、写真

4 中核市の助成条例制定の状況

対象業種や助成金額は自治体により異なるが、中核市41市中39市（95%）が制定している。（本市は除く）

(1) 主な助成対象業種（○は、本市の助成対象業種）

業 種	件数	割合
○工場（製造業含む）	38市	95%
○情報関連施設（コールセンター含む）	17市	44%
○物流・卸売業	7市	18%
○運輸施設	6市	15%
○試験研究施設	4市	10%
医療，高度技術	4市	10%
○特定事業所	3市	8%
○観光施設	1市	3%

(2) 助成内容

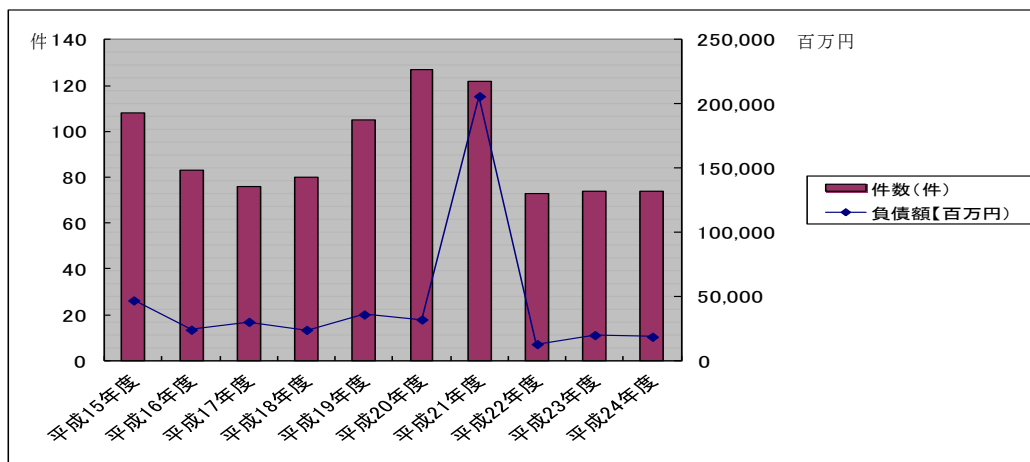
助 成 内 容	件数	割合
助成金	19市	49%
助成金，課税免除	9市	23%
助成金，融資	6市	15%
助成金，融資，課税免除	3市	8%
課税免除	2市	5%

【参 考】

(1) 香川県内外の助成制度の状況

- ・ 8市9町中，6市7町が助成制度あり。
- ・ 四国の県庁所在地のうち，中核市でない徳島市も助成制度あり。

(2) 香川県内倒産件数・負債額



平成25年度高松市公開事業評価 事業シート

事務事業名	花いっぱい推進事業	事業開始年度	昭和61年度		
上位施策名	みどりのまちづくり	担当局	都市整備局		
根拠法令等	都市公園法, 都市緑地法, 高松市都市緑化条例	担当課	公園緑地課		
実施の背景	<p>本事業は、高度経済成長期以降のライフスタイルや価値観の変化などに伴い、量から質、そして豊かさが求められていた社会経済情勢の中、昭和61年の(財)高松市花と緑の協会の設立に際し、創設した事業である。 本事業では公園内の花壇づくりのほか、幹線道路の分離帯、駅前広場、商店街の街角等に花壇を設け、四季折々の草花の植え付けなどを行い、都市景観の向上やうるおいと安らぎのある生活環境の創出を図っている。</p>				
目的 (どのような状態にしたいのか)	<p>本事業は、総合計画に掲げる本市の目指すべき都市像である「文化の風かおり 光かがやく 瀬戸の都高松」の実現に向け、「人と環境にやさしい安全で住みよいまち」を目標として、その施策の一つである「みどりのまちづくり」を進めるため、市民や事業者等との協働の下、花とみどりあふれる魅力ある都市の実現を目指している。</p>				
事業概要	対象 (誰・何を対象に)	高松市民・事業者			
	実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 委託 <input checked="" type="checkbox"/> 補助金			
	事業内容 (手段、手法など)	<p>本市総合計画や都市計画マスタープラン、環境基本計画など、上位計画に基づき、平成22年に策定した高松市緑の基本計画の理念である「みどりあふれる人と環境にやさしい安全で住みよいまち高松」の実現に向け、快適な生活環境や潤いとやすらぎのあるまちづくりを推進するため、フラワーフェスティバルを開催するとともに、フラワーサークル高松やコミュニティ協議会等、市民・事業者との協働の下、花壇の普及・管理を実施する。</p> <p>○フラワーフェスティバル(主催:高松市フラワーフェスティバル実行委員会, 主管:高松市) 5月のみどりの日を含む2日間に実施:会場内を草花装飾, 功労者表彰, 学校花壇コンクール表彰, 特設花壇の設営(募金・寄附金による), ガーデニング教室, 緑化相談, 植木市, ステージイベント等 ※会場内装飾用草花は連休中公開, その後, 幼稚園・学校, コミュニティセンター等へ配布</p> <p>○花壇管理 地区花壇83箇所(ボランティア), 花壇管理17箇所(業者委託):計100箇所</p> <p>○フラワーサークル高松の活動支援・育成 JR高松駅前花壇の草花植替え作業, フラワーフェスティバルへの従事・講習会への参加 地区花壇の管理, 地域での花とみどりの普及・啓発活動</p>			
	関連事業 (同一目的事務事業等)	民有地緑化事業(生垣設置, 環境保全緑化, 屋上緑化, 壁面緑化助成制度)			
コスト		25年度(予算)	24年度(決算)	23年度(決算)	22年度(決算)
	事業費合計	44,357 千円	35,619 千円	36,501 千円	37,997 千円
	事業費内訳 (平成24年度分)	[主催:フラワーフェスティバル実行委員会] 負担金10,500千円 ○フラワーフェスティバル&交通安全フェア2012の開催:H24.5.3~5.4, 来場者数40,000人 [(財)高松市花と緑の協会が実施](※24年度末に同協会解散) ○地区花壇:83箇所・プランター 451個・花壇面積A=897㎡ (協会実施事業費4,074千円) ○花壇管理委託:17箇所・花壇面積5,926㎡・花壇肥料等 一式:事業費25,119千円 ○フラワーサークル高松の活動支援・育成(協会実施事業費40千円) ・高松駅前広場花時計・駅前花壇草花植替え, 各4回(6月/10月/12月/2月) ・講習会:香川県農業試験場施設見学			
	人件費	0.3 人 2,456 千円	0.3 人 2,456 千円	0.3 人 2,268 千円	0.3 人 2,280 千円
	総事業費	46,813 千円	38,075 千円	38,769 千円	40,277 千円
財源内訳	国県支出金		千円	千円	千円
	地方債		千円	千円	千円
	その他特財		千円	千円	千円
	その他特財の内容				
	一般財源	46,813 千円	38,075 千円	38,769 千円	40,277 千円
財源合計	46,813 千円	38,075 千円	38,769 千円	40,277 千円	

平成25年度高松市公開事業評価 事業シート

事務事業名	花いっぱい推進事業		事業開始年度		昭和61年度
対象数	【対象指標名】	単位	H24年度	H23年度	H22年度
	高松市の人口	人	426,712	426,718	425,876
活動実績	【活動指標名】	単位	H24年度	H23年度	H22年度
	花壇草花植付面積	m ²	5,926	5,806	5,806
成果目標 (目標設定理由等)	市民満足度調査結果「みどりのまちづくり」施策に対する満足度32.8% (平成27年度目標値) ◇緑と四季の花が調和した潤いと安らぎのある生活環境を創出するため。				
成果 (目標達成状況)	【成果指標名】	単位	H24年度	H23年度	H22年度
	市民満足度調査結果 [みどりのまちづくり] (満足およびやや満足の割合)	%	29.1	27.0	32.8
事業の実施状況と課題・今後の事業方針	<p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地区花壇（ボランティア花壇）の普及・推進 ・花やみどりの創出に対する要望は多いが、その執行・管理体制の確立が課題 ・フラワーサークル高松（ボランティア）の会員の減少 <p>【今後の事業方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地区花壇の普及に向けた啓発活動と施設整備を実施する。 ・フラワーサークル高松やコミュニティ協議会等関係団体と連携し、組織の拡充・強化を図る。 ・実行委員会を中心に関係団体との連携を強化・拡大し、フラワーフェスティバルの充実を図る。 				
住民意向分析	<p>平成24年度の市民満足度調査では、60項目中20位と相対的に高い位置にあり、20年度には5位を占めるなど、市民から高い評価を得ている。特に近年、公園やみどりへのニーズが多様化するとともに、花壇の増設や花の配布要望が強くなっている。</p> <p>また、フラワーフェスティバルは、創設以来20年以上が経過し、春・夏・秋・冬のまつりのうち「高松春のまつり」として、市民に広く親しまれている。</p> <p>【来場者数】(H22)39,000人⇒(H23)38,000人⇒(H24):40,000人</p>				
類似都市の状況	<p>【花やみどりに関するイベント開催状況】</p> <p>〔岡山市〕年2回イベント開催（春：花緑ハーモニーフェスタ・秋：緑化推進フェア）</p> <p>〔松山市〕年1回イベント開催（秋：緑化祭）</p> <p>〔徳島市〕年2回イベント開催（春：花と緑の広場・秋：緑化フェア）植物園</p> <p>〔高知市〕年3回イベント開催・助成（4月都市緑化祭・5月春花まつり・10月都市緑化祭）</p> <p>〔倉敷市〕年1回イベント開催（10月：緑化祭）</p> <p>【ボランティア花壇】花壇毎に登録（松山市・徳島市・高知市・倉敷市）</p> <p>【花壇管理委託】すべての都市で実施</p>				
備考	<p>高松市第5次行財政改革計画の取組【項目：フラワーフェスティバルの見直し】（22～24年度）</p> <p>(1)経費の縮減〔3年間で7,838千円縮減〕：目標達成</p> <p>(2)学校花壇コンクール参加数の増加〔56→60校(園)〕：目標達成</p> <p>(3)緑化相談数の増加〔26→30件〕：目標未達成</p> <p>(4)ガーデニング教室参加者数の増加〔63→100人〕：目標達成</p> <p>(5)来場者数の増加〔36,000→40,000人〕：目標達成</p>				

花いっぱい推進事業

- フラワーフェスティバル
- 花壇管理
- フラワーサークル育成

みどりをふやし育む
まちづくり

目的・効果

- 美しいまちづくり
(都市景観の向上)
- 都市の魅力向上
(観光文化的志向)
- 潤いと安らぎの創出
- 市民との協働の推進
- 中心市街地の活性化

高松春のまつり
フラワーフェスティバル & 交通安全フェア 2013
花いっぱいのまちづくり みんなですすめる交通安全

5月3日(金) 4日(土)
10:00~16:00
ところ 高松市立中央公園

広げよう!花いっぱい花壇!

高松市フラワーフェスティバル実行委員会
マスコットキャラクター
ドリナちゃん

高松市交通安全
シンボルキャラクター
まもりーぶちゃん

ほろびっぴ
キャラクターショー
「やさいだ〜いすき!」
5/4(土) 15:00~
観覧無料
特設ステージ

★ミニ列車
★ガーデニング教室
★花のプレゼント抽選会
★白バイ・パトカー展示
★救助活動訓練の実践など
★楽しいイベントがいっぱい!



フラワーフェスティバル 2013 オープニング

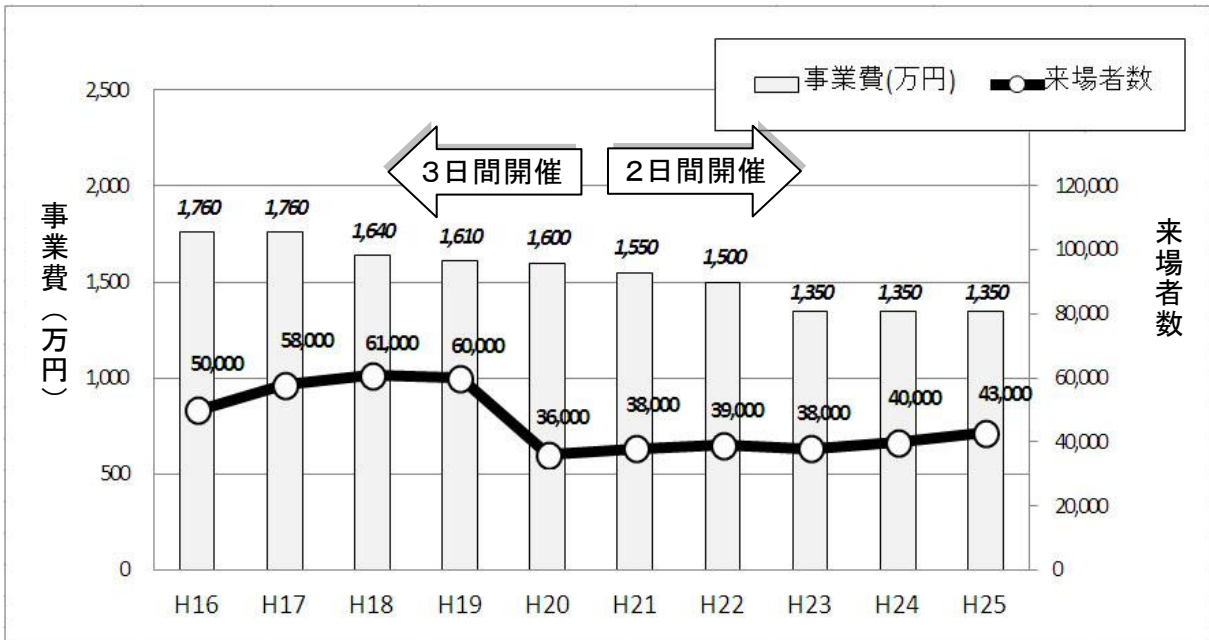
高松駅前広場花壇管理



高松駅前花時計草花植付

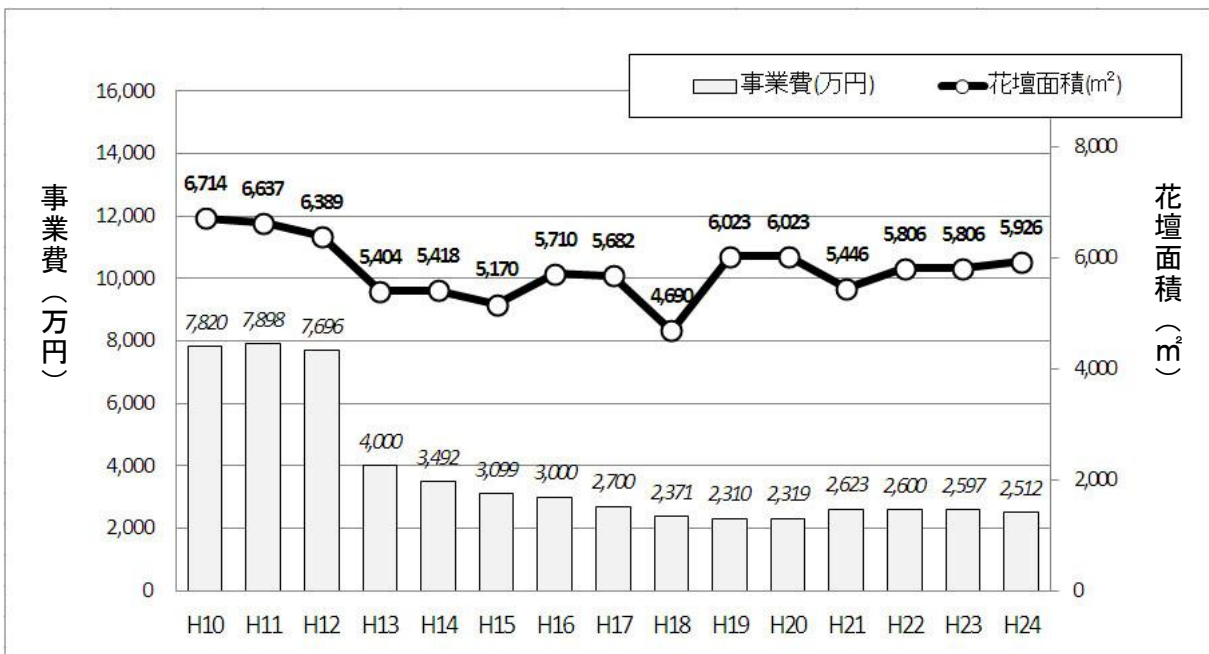


フラワーフェスティバル&交通安全フェア実績



[注釈] 事業費は市負担金と花と緑の協会負担金の合計額である。

花壇管理費と花壇面積の推移



メ モ 欄

A large, empty rectangular box with rounded corners, intended for writing notes. The box is outlined in black and occupies most of the page below the title.

高松市役所周辺案内図



《 交通アクセス 》

JR高松駅から徒歩約15分

琴平電鉄瓦町駅から徒歩約10分

ことでんバス五番町バス停下車徒歩約1分

// 高松市役所バス停下車徒歩約1分

// 市役所西バス停下車徒歩約1分

《 駐車場のご案内 》

高松市中央駐車場（中央公園地下駐車場）

※ 市役所1階で来庁証明を受けると、駐車料が1時間分無料になります。



高松市の公開事業評価や行政改革に関するお問い合わせ先

総務局 人事課(行政改革推進室)

〒760-8571 高松市番町1丁目8番15号(本庁舎3階)

電話 : 087-839-2160 FAX : 087-839-2190

Eメール: jinji@city.takamatsu.lg.jp